

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等  
による代替等支援事業  
(辺地共聴施設高度化代替事業)  
実施マニュアル

(Ver 2.0)

令和7年4月  
総務省  
情報流通行政局  
衛星・地域放送課  
地域放送推進室

## 【目次】

<b>I 総論</b> .....	1
「辺地共聴施設高度化代替事業」実施マニュアルの位置付け.....	1
<b>II 交付申請事務マニュアル</b> .....	2
1 事務のフローチャート 直接補助事業（※）.....	2
2 「辺地共聴施設高度化代替事業」の内容.....	3
3 交付額.....	4
4 事業実施期間.....	4
5 補助対象範囲・経費.....	4
II 5－別紙.....	10
II 5－別表1.....	11
II 5－別表2.....	12
6 補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け.....	13
7 公募・交付申請書の作成と確認のポイントについて.....	13
8 その他.....	15
(1) 書類の提出.....	15
(2) 事業採択について.....	15
(3) 耐震性の確保.....	15
II 8－別紙1.....	17
II 8－別紙2.....	19
資料1.....	20
資料2.....	22
資料3.....	23
資料4.....	25
資料5.....	26
資料6－1.....	27
資料6－2.....	28
資料7.....	29
資料8－1.....	30
資料8－2.....	31
資料9－1.....	32
資料9－2.....	33
資料10.....	35
資料11.....	37
資料11－2.....	38
<b>III 交付決定</b> .....	39
1 交付先の決定方法.....	39
2 追加資料の提出等.....	39
3 申請内容の確認・採択・修正.....	39

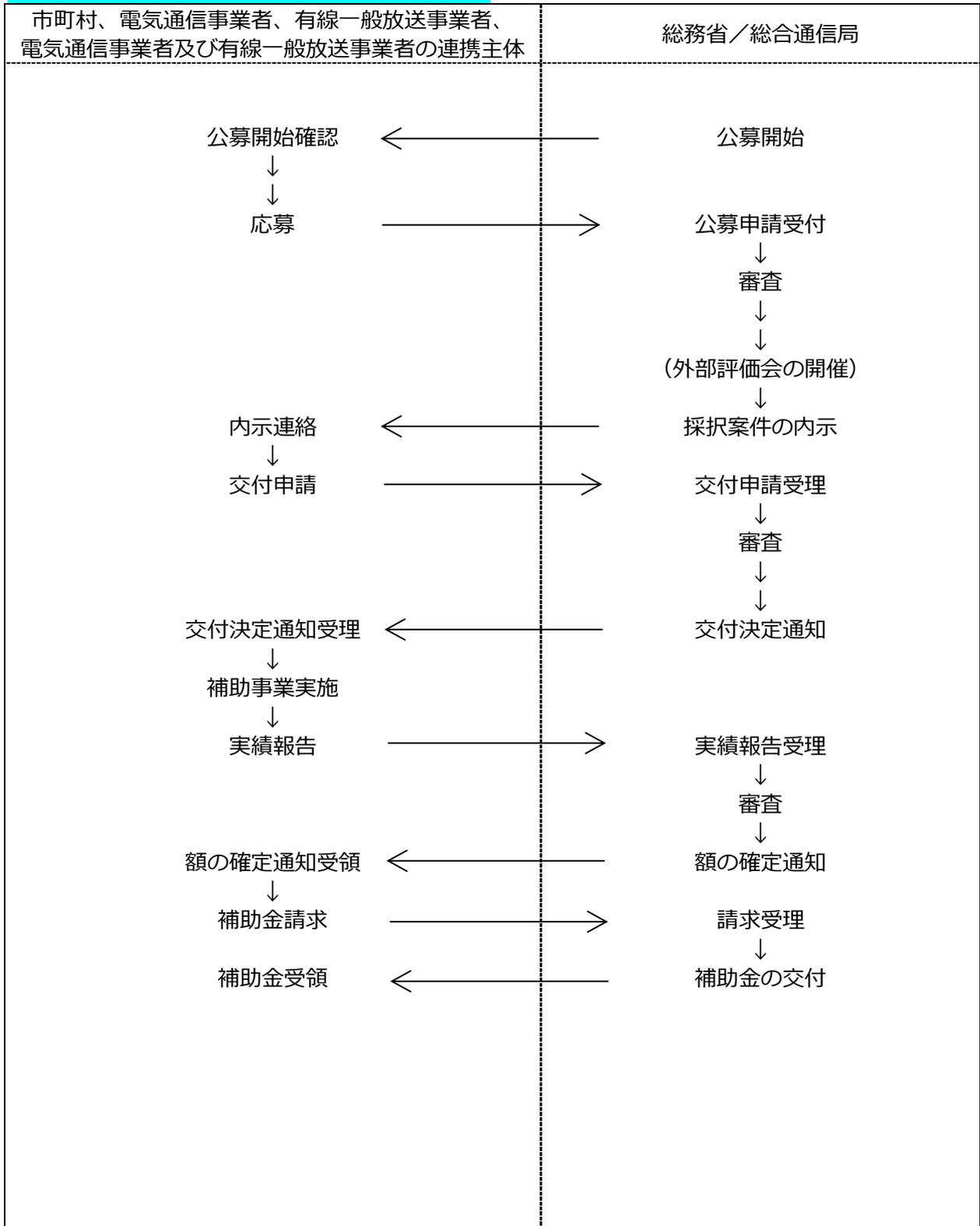
4	交付手続き	39
5	事業の実施	39
6	報告	40
<b>IV</b>	<b>交付決定後について</b>	<b>41</b>
1	契約について	41
2	計画変更等について	42
3	差金回収について	44
<b>V</b>	<b>実績報告事務マニュアル</b>	<b>45</b>
1	実績報告書の作成について	45
	V 1－別紙 1	47
	V 1－別紙 2	48
	V 1－別紙 3	49
	V 1－別紙 4	50
2	経理等について	52
	V 2－別紙	53
	資料 1 2	54
	資料 1 3－1	57
	資料 1 3－2	58
	資料 1 4－1	59
	資料 1 4－2	60
	資料 1 5	61
	資料 1 6	62
<b>VI</b>	<b>財産処分について</b>	<b>63</b>
1	財産処分の種類について	63
2	財産処分の申請について	63
<b>VII</b>	<b>Q &amp; A</b>	<b>65</b>
	【当整備事業用オリジナルQ & A】	65
	【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】	72
<b>VIII</b>	<b>参照条文</b>	<b>79</b>

## 「辺地共聴施設高度化代替事業」実施マニュアルの位置付け

辺地共聴施設高度化代替事業（以下「補助事業」という。）の事務手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（総基移第380号(H17.11.25)。以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施マニュアルに基づいて実施するものとする。本事業の実施に当たっては、上記の法令、交付要綱及び本実施マニュアルを熟読の上、遵守すること。

## II 交付申請事務マニュアル

### 1 事務のフローチャート 直接補助事業（※）



（※）本補助事業は、国から市町村（連携主体を含む）、電気通信事業者（連携主体を含む）、有線一般放送事業者（連携主体を含む）、電気通信事業者及び有線一般放送事業者の連携主体に対して直接補助を行うものである。

## 2 「辺地共聴施設高度化代替事業」の内容

「辺地共聴施設高度化代替事業」の内容については、交付要綱第3条（定義）で、この要綱において、「補助事業」とは、次に掲げるものをいう。

ク 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業

（ア）辺地共聴施設高度化代替事業

地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図るため、当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業であって、市町村、電気通信事業者、有線一般放送事業者又は電気通信事業者及び有線一般放送事業者の連携主体が行うもの。

と定義している。これを解説すると、

地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図るため、当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業であって、市町村、電気通信事業者、有線一般放送事業者又は電気通信事業者及び有線一般放送事業者の連携主体が行うもの。

- 本補助事業は、市町村（連携主体を含む）、電気通信事業者（連携主体を含む）、有線一般放送事業者（連携主体を含む）又は電気通信事業者及び有線一般放送事業者の連携主体が、有線共聴施設又は無線共聴施設を事業主体が保有する既存のネットワーク設備へ代替することを補助の対象としている。このため、既存の有線共聴施設又は無線共聴施設を更新する場合は本補助事業の対象外である。
- 補助対象事業者としては、市町村、有線一般放送事業者のほか（それぞれの連携主体を含む）、電気通信事業者と有線一般放送事業者が連携して、電気通信事業者のブロードバンド回線を通じて放送を行う場合等を想定しており、それぞれの市町村及び事業者を補助対象としている。
- 本補助事業において「電気通信事業者」とは、自ら電気通信回線設備を設置している電気通信事業者をいう。
- 本補助事業において「有線一般放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う一般放送事業者をいう。
- 有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図るため、当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業とは、辺地共聴施設をケーブルテレビ等の事業者のネットワークに組み入れることにより高度化を図る事業を想定している。
- ケーブルテレビ等により代替する事業とは、ケーブルテレビにより辺地共聴施設を代替する場合のほか、例えば IP マルチキャスト方式等により電気通信事業者のブロードバンド回線を通じてケーブルテレビによる放送を行うことにより辺地共聴施設を代替する場合等を想定しており、補助対象設備としては放送設備及び通信設備の両方が含まれる。
- 本補助事業は、地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業を対象としている。
- 有線共聴施設又は無線共聴施設のうち、次のいずれかに該当するものは補助対象外とする。
  - ア 放送法（昭和25年法律第132号）第126条第1項の規定に基づく登録、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第1項から第3項までの規定に基づく届出がされていない共聴施設。
  - イ 日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設。（NHK 共聴施設）
  - ウ 建築物による受信障害への対策として、当該建築物の所有者等により設置された共聴施設。
- ケーブルテレビ等による代替後に不要となる有線共聴施設又は無線共聴施設の施設又は設備を取壊し又は廃棄する場合は、本補助事業と同時に実施する場合に限り、補助対象経費として実施することが可能である。
- 本事業実施に伴い、過去に補助事業を活用して整備された共聴施設については、財産処分の手続が必要となる場合があることから、総合通信局等へ相談すること。

### 3 交付額

交付額は予算の範囲内において、次の表のとおりとする。

実施する事業	補助申請の主体	財政力指数	補助額
辺地共聴施設高度化代替事業	市町村（連携主体を含む）、電気通信事業者（連携主体を含む）、有線一般放送事業者（連携主体を含む）、電気通信事業者及び有線一般放送事業者の連携主体		補助対象経費の3分の2に相当する額

なお、交付下限額が100万円のため、1事業に係る交付要綱第5条の表の左欄に掲げる区分ごとに、事業費150万円以上の事業を対象とする。

### 4 事業実施期間

#### (1) 単年度事業

補助事業は単年度事業であるため、原則年度内に事業が完了してはならない。したがって、補助事業の翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、適正化法第7条第1項第5号及び交付要綱第11条（事故の報告）に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点で速やかに総務省へ相談の上、総務大臣に上記の事故報告を提出し指示を受けること。

#### (2) 補助事業の完了について

補助事業は交付申請書に記載した完了予定日までに完了している必要がある。この場合、補助事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。

#### (3) 引込線切替工事について

実施主体においては、補助事業の申請に当たり引込線切替工事の実施計画（整備年数、具体的な切替方法等）を整備計画書に記載すること。

また、引込線切替工事については、補助対象外の整備であっても補助目的の「地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化」の発現の観点から早期に完了することが重要であり、補助事業完了後3年程度で終了する計画が妥当と考えられる。この引込線切替工事の計画は、採択に際して審査の対象となる。

なお、実施主体は、総務省が事業終了後に定期的に実施する引込線切替工事進捗調査に回答すること。

回答の結果、引込線切替工事が進捗していない場合、その原因を調査し、指導・助言等を行うことがある。

### 5 補助対象範囲・経費

#### (1) 補助対象範囲の考え方

「補助対象設備」「補助対象経費」については、交付要綱別表第2において、

##### 別表第2

事業の区分	交付対象経費区分	内容
無線システム普及支援事業（地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業に限る。）	施設・設備費	ア 無線通信又は放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線

事業の区分	交付対象経費区分	内容
		(ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 (ソ) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 有線共聴施設又は無線共聴施設を撤去するための経費（辺地共聴施設高度化代替事業に限る。） エ 附帯工事費
	用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
	企画・開発費	ア ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む。） イ その他事業を実施するために必要な経費

と規定されている。これを具体的に示すと、

#### ①施設・設備費

事業に必要な設備の設置等に要する経費

メニュー	内容及び設備例
(ア)鉄塔	放送・映像・通信等の回線に利用するため設置する鉄柱やコンクリート柱 等 ※ コンクリート柱、鋼管柱等（根かせを含む。）のほか、避雷針、接地線材、上記装置等に関する収容板・収容箱、取り付け金具等を含む。
(イ)局舎	放送・映像・通信等の送受信、中継、編集等の拠点となる施設 ○屋内設置型（施設内の一部に中継機器及びラック等を設置） ○屋外設置型（屋外に専用ボックスや施設を設置） ○鉄塔取り付け型（中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置） 局舎・センター施設については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と、補助対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。 ○単独建物：事業を実施に当たり最低限必要な施設が補助対象となる。 ○合築建物：他事業における局舎や役所等と「合築」する場合も補助対象となる。 また、補助対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。 ○床上げ工事：電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事 ○空調設備工事：空調機の設置工事、配管工事 ○電気設備工事：電源の増設工事、配線工事 ○躯体補強工事：床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事 ○内装工事：間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事 ○撤去工事：配線の撤去工事、産廃処理費用 等

(ウ)外構施設	センター・局舎施設等を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装等
(エ) 受電設備（電力引き込み送電線を含む。）	センター・局舎施設等において、外部からの電力を各機器へ安定供給するための設備（受電盤、分電盤、電力引き込み送電線、PS 柱 等）。 ※ 上記設備の設置に関する収容板・収容箱、取り付け金具等も含む。
(オ) 送受信アンテナ	放送・映像・通信等を送受信するためのアンテナ（受信アンテナ、送信アンテナ、アンテナ架、アンテナ支柱 等）
(カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）	伝送路設備又は構内伝送路を通じて放送・映像・通信等を伝送するための装置（セキュリティ対策用装置も含む） ○ルータ ○L2/L3 スイッチ ○サーバ（WWW、DNS、プロキシサーバ、ファイアウォール 等） ○ケーブルモデム ○運用管理用 P C ○V-ONU ○STB 等
(キ)伝送用専用線	センター・局舎施設から鉄柱・コンクリート柱までの間等において放送・映像・通信等を伝送するための以下に掲げる線路設備。 （ア）線路（光ファイバケーブル、クロージャ、カプラ、保安器等） （イ）OLT （ウ）変調装置 （エ）上記の設置に関する収容板・収容箱、取付け金具等 ※ 効率的なルートで配線を行う必要がある。 ※ 構外伝送路については、他の事業と回線を共用する場合は、費用按分となる場合がある。
(ク)ケーブル	センター・局舎施設内等において整備する送受信装置等の放送・映像・通信等を伝送するために必要なケーブル（LAN ケーブル、構内光ケーブル等）、配管、ケーブルラック等。 上記の設置に必要な各種部材等を含む。 ※ 屋外に設置された通信ケーブルは、本項目ではなく、「キ伝送用専用線」に該当する。
(ケ) 中継増幅装置	センター・局舎施設から鉄柱・コンクリート柱までの間等、放送・映像・通信等を伝送するための中継・分岐装置や増幅装置等（海底に設置するものを含む。）。 ※ 上記の設置に必要な各種部材等を含む。
(コ) 電源設備（予備電源設備を含む。）	局舎・センター施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備 ○電源設備（必要十分な発電能力がある予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク、発動発電機、可搬型電源設備、移動電源車 等） 等

(ウ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器	放送・映像・通信等を安定して加入者に提供するために設備を管理、測定する装置 ○ステータスマニタ ○ネットワーク監視装置 ○測定装置 ○システム監視装置 ○遠隔制御装置 ○高機能制御監視受信機 等
(ソ)その他事業を実施するために必要な経費	—
大臣が別に定める施設・設備の設置に要する経費	交付要綱補足の別紙に定める施設・設備の設置に要する経費
有線共聴施設又は無線共聴施設を撤去するための経費（辺地共聴施設高度化代替事業に限る。）	辺地共聴施設の高度化代替に伴い、既存の有線共聴施設又は無線共聴施設を撤去するために必要な経費
附帯工事費	事業の工事全般に係る以下の経費 ○調査設計費：決定後に実施する現場調査、詳細設計（注） ○施工・構築費（注） ○改修補強費：施設および電柱（自営柱、電力柱、N T T 柱等）等の改修・補強に係る費用 ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等） 等

(注) 調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

② 用地取得費・道路費

用地取得費・道路費	局舎、新設電柱などを建設する際に必要最低限の用地・道路について支援対象とする。 ○用地取得費 ○取り付け道路整備費 原則として最短の経路で構築し、それができない場合に限り、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、センター施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等が対象として認められる。
附帯工事費	—

### ③企画・開発費

事業を実施する上で必要となるシステムの企画・開発に要する経費

メニュー	内容及び具体例
ソフトウェア購入費	事業を実施する上で必要となるソフトウェア購入費用（パッケージ購入費、ライセンス費等） <a href="#">Ⅱ 5－別紙参照</a>
その他事業を実施するために必要な経費	－

**(2) 補助対象とならない経費等**

<b>ア</b>	交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、補助事業の目的に沿わないもの。
<b>イ</b>	交付要綱上は補助対象と位置付けられている対象設備であっても、使用目的や効果が不明確であるもの。
<b>ウ</b>	補助事業期間内に供用されない設備等。
<b>エ</b>	<p><b>交付決定前に実施した工事費用等</b></p> <p>事前着工（注）した工事費用。          （注）交付決定日より前に締結された契約（※）及び工事着工をいう。          （※）「交付決定日前に締結された契約」とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。</p>
<b>オ</b>	<p><b>ランニングコスト</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○共架費（電柱使用料）</li> <li>○光ファイバーケーブル、各種機器等の保守・維持管理費・修繕費用</li> <li>○光ファイバーケーブル等の共架のための電柱使用料、支障移転費用</li> <li>○管路使用料</li> <li>○コロケーション（通信事業者等の局内に通信機器を設置する）費用</li> <li>○電波利用料</li> <li>○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時の漁業補償等）</li> <li>○番組ソフト制作費</li> <li>○地方公共団体が住民に対して通信サービスを提供する場合の提供エリア外のインターネット接続事業者との接続に係る費用等</li> </ul>
<b>カ</b>	<p><b>消費税</b></p> <p>第三セクター法人及び承継事業者に対しては補助対象外とする。</p>

**(3) 補助対象設備、補助対象外設備を審査する際の基本的考え方**

<b>ア</b>	整備しようとする施設・設備が交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致しているか。
<b>イ</b>	余分なもの、過剰なものを整備していないか。
<b>ウ</b>	補助目的に合致しない設備は、たとえ上記（1）①～③に該当しても、補助対象設備とは認められない。（使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等）
<b>エ</b>	<p>整備した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるものであるか。</p> <p>市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されるものであるか。</p>
<b>オ</b>	ICT関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいものであることから、耐用年数が満了する前に、十分な効果が発揮できなくなるようなものでないか。
<b>カ</b>	過剰な設備整備にならないか。既存のインフラを有効活用できているか。既設の未利用施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうようなものでないか。

## ソフトウェアの補助対象範囲

ソフトウェアの補助対象は以下のものとする。

1. パソコン（Ⅱ 5－別表1）

基本ソフト（OS）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に補助対象とする。

2. サーバ（Ⅱ 5－別表1）

補助事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に補助対象とする。

3. ケーブルテレビ関連

Ⅱ 5－別表2 太枠内とする。

4. インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、Ⅱ 5-別表1、2の補助対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、補助対象外ソフトの導入を妨げるものではないが、補助対象及び補助対象外のソフトウェアを合わせて購入する場合は、補助対象となるソフトウェアを区分すること。おって、セキュリティソフトについては、新種のウイルスに対応するため、導入後、一定期間ごとに料金を支払い、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利を更新（又は取得）する仕組みがあるが、このような場合については、インストールする補助対象のパソコン・サーバの処分制限期間（総務省所管補助金等交付規則別表 参照）以上の使用期間が確保できるセキュリティソフトの購入費は補助対象とし、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利のみに係る経費については補助対象外とする。

（注） 「ソフトウェア購入費」、「ライセンス費」とは、CD-ROM等メディアの有無にかかわらずソフトウェア（ライセンス）の使用期間の期限が定められていないものについて「ソフトウェア購入費」、ソフトウェア（ライセンス）の使用期間が定められているものであって、提供されている最短の使用期間のものを「ライセンス費」という。なお、ライセンス費については、重複投資とならないように、従前の契約内容を確認すること。

補助対象とする具体的なソフトウェア（PC、サーバ）

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
① 基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS：オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPSソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS：Uninterruptible Power Supply（無停電電源装置）
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。（個別サーバ用）【ウイルス検出/駆除/キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID：Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名：ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行う。【代理アクセス/キャッシュ機能】	
	FireWallソフト（ネットワーク監視ソフト）	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行われることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ/ウイルス対策/認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	FTPソフト	クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】	FTP：File Transfer Protocol
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB（Server Load Balancing）等
	LDAPソフト	イントラネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP：Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリサービス：ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。E-ガヤやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

注：整備（使用）計画を策定する際、整備するソフトについて「対象ソフト」の区分に従って分類する必要がある。区分等に疑義が生じた場合は個別に相談すること。

補助金において補助対象とするソフト及びインストールの範囲について

Ⅱ 5－別表2

ソフトの種類及び主な目的	主なソフト例	ソフトの詳細	ソフトに対応するハード(設備)	補助対象の適否		備考
				ソフト	インストール等	
⑤エンドユーザ向けアプリケーションソフト	・データベースサーバ・コンテンツソフト	・加入者が利用するコンテンツのデータベース	・サーバ	×	×	加入者が利用するソフト
	・WWWサーバソフト	・www(World Wide Web)を実現する ・HTTPを使って送られる利用者からのリクエストにしたがってWebページのデータを利用者へ送る	・サーバ	×	×	〃
	・施設予約管理ソフト			×	×	
	・図書情報管理ソフト ・教育用ソフト など			×	×	
④事業を実施するために必要な基礎的ソフト	・音声告知システム・コンテンツサーバソフト	・利用者(自治体や消防署などの情報提供者や加入者)コンテンツのデータベース ・放送グループ管理 ・端末の認証管理 ・放送配信および配信制御	・サーバ	○	○	
	・加入者管理システムソフト	・顧客情報(契約内容、個人情報等)管理 ・端末取り付け工事情報(ワークフロー)管理 ・機器在庫情報管理 ・システム制御(デジタル機器インタフェース、ホームターミナル、セットトップボックス制御と連携)	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送送出システム・自動送出装置ソフト	・VTRまたはサーバに格納している番組やCMの中で、決められた番組やCMを決められた時間に再生し配信、停止する	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送編集設備・編集ソフト	・番組素材を加工(必要、不必要部分を選別)し、特殊効果を付加して番組として完成させる	・PC	○	○	
	・EPG編集装置・編集ソフト	・番組名、番組内容、配給会社ロゴ等入力 ・コピー防止機能設定 ・音声種別設定	・サーバ ・PC(操作)	○	○	
	・データベース構築・管理用ソフト ・データベースバックアップソフト など			○	○	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	・伝送路監視装置・監視ソフト	・伝送路機器(能動機器)の状態監視、機器動作制御	・サーバ ・PC(操作) ・通信用モデム	○	○	
	・音声告知放送システム・放送制御ソフト	・告知放送番組の登録・管理 ・定時放送、自動放送の番組送出 ・緊急放送の割り込み処理	・サーバ	○	○	
	・デジタル放送多重化制御装置・制御ソフト	・CATVデジタル放送の信号多重化設定、制御、監視	・PC	○	○	
	・ケーブルモデムシステム・管理ソフト	・ケーブルモデム登録・管理 ・ケーブルモデム状態監視 ・サービスレベル(速度制限、フィルタ等)設定	・サーバ	○	○	
	・Proxyソフト			○	○	
	・ネットワーク監視・管理用ソフト ・FTPソフト など			○	○	
②ハード機器の管理・運用に必要なソフト	・ホームターミナル制御ソフト	・番組(ホームターミナル)の視聴可否を制御	・PC ・通信用モデム	○	○	
	・セットトップボックス制御ソフト	・番組(セットトップボックス)の視聴可否を制御 ・許可していないセットトップボックスでの不正視聴防止	・FC(通信制御部) ・PC(STB制御部)	○	○	
	・バックアップソフト			○	○	
	・セキュリティソフト ・UPSソフト など			○	○	
①基本ソフト	・OS(オペレーティングシステム)			○	○	

インストール等経費については、補助対象ソフトへのインストール、設計・設定費についてのみ適とする。ただし、この場合、適したソフトへのインストール経費、設計・設定費を明確にしておくこと。

## 6 補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

補助事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則である。

また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方は以下のとおり。

### (1) 費用按分が必要なケース

- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を補助対象外とする場合）等

### (2) 費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等（実績報告時）
- ・消費税
- ・消費税仕入控除税額

### (3) 費用按分方法の基本的考え方

- ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を基本とする
- ・その他ケースに応じて個別に判断する。

## 7 公募・交付申請書の作成と確認のポイントについて

(公募申請にあたっての留意点)

- i 公募は、申請主体から公募申請された実施内容について、公募要領に定める評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況・予算額等を勘案して、事業採択の内示を行うものである。
- ii 補助金の額が交付要綱要綱第5条の表の左欄に掲げる区分ごとに100万円未満となる事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要。複数の事業区分に基づいて補助事業を行う場合に、1つの申請書で複数の区分を合算した補助金額が100万円を超えるものであっても、1つの区分で補助金額が100万円未満となる場合は、100万円未満の区分は対象外となる。

(交付申請にあたっての留意点)

交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の具体的な実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

### (1) 申請書の作成について

#### ① はじめに

- ア 交付要綱様式第1号により作成する申請書(資料1)、同様式別紙1「補助事業の概要」(資料2)及び別紙2「工事概要書」(資料10)、見積書等は内容を必ず一致させること。
- イ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している(予定も含む)場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにすること。  
また、見積書等の添付資料については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等を行うこと。

#### ② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。詳細についてはII 8-別紙1を参照すること。

- ア 公募申請書 (II 8-別紙2)
- イ 交付申請書 (交付要綱様式第1号) (資料1)
- ウ 補助事業の概要 (交付要綱様式第1号別紙1第18(資料2))

工 整備計画書 (資料3)及び添付書類(資料4～資料8-2等)

オ 見積書(資料9-1、9-2)

- ・見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、補助事業者が自ら作成すること。
- ・事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下の「見積書の作成及び確認留意点」を参照すること。
- ・見積書の記載されている費目が、II 5の「補助対象範囲・経費」のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省に相談すること。

カ 工事概要書 (交付要綱様式第1号別紙2(資料10))

キ 補助事業を連携主体が行う場合、次の資料

- ・その連携主体を構成する全団体を列記したもの
- ・申請書を提出する市町村が、連携主体の代表団体であることが確認できるもの

ク 口座設置届出書(資料11)

ケ 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業 (辺地共聴施設高度化代替事業) に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書 (資料11-2)

コ 参考資料

下記の場合は、ア～キの補足説明資料 (理由書等を含む) を添付のこと。

例) 他事業との費用按分整理ペーパー (単独事業等と一体的に実施している場合)

○見積書の作成(資料9-1、9-2)及び確認留意点

i 表紙

- (i) 申請者名 (代表者名)
- (ii) 日付
- (iii) 事業名 (「辺地共聴施設高度化代替事業」の表記があること)

ii 内訳表

- (i) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (ii) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
  - ・補助対象、補助対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
  - ・〇〇一式△△円となっている場合は内訳表にその具体的な内容を記載すること。内訳表では〇〇一式という内容での記載は認められない。
- (iii) 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (iv) 同一事業者が複数地方公共団体を整備する場合、地方公共団体ごとの物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- (v) 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。

確認のポイント

→他事業者の相見積りを取る

※相見積りに際して取得した資料も添付のこと

※相見積りに際して取得した資料については、その内訳も申請者作成の見積書の内訳と記載が一致するものとする。

→補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する

→積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと

→同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する

(vi) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。

- (vii) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- (viii) 他事業との費用按分について  
他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、**資料9-1**及び**資料9-2**のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、本マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- (ix) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積み上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- (x) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（補助対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。
- (x-2) 辺地共聴施設の撤去については、撤去費用の考えに加え、当該施設をケーブルテレビ等に代替することに伴い、既存の当該施設を撤去する場合は補助対象となる。
- (XI) **資料9-2**（見積書 内訳書）上の機器等は、**資料8-1**（装置系統図）、**資料8-2**（装置実装図）上でも把握できるよう、関連付けを行うこと。例えば、前者の項番（I-1-カー12など）を後二者に併記するなどの方法が考えられる。

## 8 その他

### （1）書類の提出

書類は、補助事業に係る設備の設置場所を管轄区域とする総合通信局等に提出すること。書類はオンラインによる提出が可能であり、オンラインによる提出の場合は書類への押印は不要となる。提出に当たっては、電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等もしくは補助金申請システム（Jグランツ）により1部提出すること。実績報告書においても同様の提出方法とすること。

なお、総務省からの交付決定等の通知については、オンラインによる送付としてよいか確認を行う必要があるため、オンラインによる送付の希望の有無について「辺地共聴施設高度化代替事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書」を提出すること。また、オンラインを希望しない場合であっても、原則として公印は省略することとなるが、公印付きの文書が必要な場合は、申請時にその旨申し出ること。

詳細についてはⅡ 8-別紙1を参照すること。電子ファイルについては、Ⅱ 8-別紙1のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

### （2）事業採択について

公募は、申請主体から公募申請された実施内容について、公募要領に定める評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況・予算額等を勘案して、事業採択の内示を行う。

また、予算額を上回る事業要望があった場合、市町村等からの提案について、採択に係る外部有識者による評価により、事業の選定を行う。

### （3）耐震性の確保

会計検査院から、平成29年10月24日付で通信・放送ネットワークの耐災害性強化等を目的として実施している補助事業について、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第36条の規定に基づく改善の処置要求があった。

実施主体において、補助事業の実施に当たり、放送法関係法令等に基づく耐震対策がより一層徹底されるよう、所要の耐震性確保の検討に配慮し、当該処置要求における検討事例及び留意点を活用すること。

なお、耐震施工に不備があったとして不当事項と指摘を受けた案件もあることから設計及び工事に当たっては留意すること。

（会計検査院プレスリリース URL）

平成29年度決算検査報告

<https://report.jbaudit.go.jp/org/h29/2017-h29-0089-0.htm>

## (提出先)

<p>(北海道)</p> <p>北海道総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当  〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1  札幌第1合同庁舎12F  電話：011-709-2311(内4663,4674)  e-mail：houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)</p> <p>東北総合通信局放送部有線放送課  〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23  仙台第2合同庁舎  電話：022-221-0704  e-mail：yuho-toh@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)</p> <p>関東総合通信局放送部有線放送課  〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1  電話：03-6238-1722  e-mail：kanto-yusenhosoka-all@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(新潟県、長野県)</p> <p>信越総合通信局情報通信部放送課  〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎  電話：026-234-9930  e-mail：shinetsu-yusenhosoko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(富山県、石川県、福井県)</p> <p>北陸総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当  〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 広坂合同庁舎  電話：076-233-4493  e-mail：yuho-hokuriku@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)</p> <p>東海総合通信局放送部有線放送課  〒461-8795 名古屋市東区白壁一丁目15番1  名古屋合同庁舎第三号館  電話：052-971-9136  e-mail：tokai-yuho@soumu.go.jp</p>
<p>(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)</p> <p>近畿総合通信局放送部有線放送課  〒540-8795  大阪市中央区大手前1丁目5番44号  大阪合同庁舎第1号館4階</p>	<p>第1有線放送担当(京都府、大阪府、奈良県)  電話：06-6942-8571  第2有線放送担当(滋賀県、兵庫県、和歌山県)  電話：06-6942-8572  e-mail：kinki-yusenhosoko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)</p> <p>中国総合通信局放送部有線放送課  〒730-8795 広島市中区東白島町19-36  電話：082-222-3388  e-mail：chugoku-yuho@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)</p> <p>四国総合通信局情報通信部放送課 有線放送担当  〒790-8795 松山市味酒町2-14-4  電話：089-936-5039  e-mail：shikoku-yuuhou@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)</p> <p>九州総合通信局放送部有線放送課  〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1  電話：096-326-7877  e-mail：h-yuho@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(沖縄県)</p> <p>沖縄総合通信事務所情報通信課 放送担当  〒900-8795  那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館4階  電話：098-865-2307  e-mail：okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp</p>

公募申請・交付申請提出書類一覧表

提出書類	書式	紙媒体 ※ 1	電子ファイル		注意事項	
			ファイル名 ※ 2	ファイル形式 ※ 3		
公募申請書	Ⅱ 8 - 別紙 2	・ A4 判片面印刷	00_〇〇公募申請書	MS-Word	・ 公募申請時のみ提出	
交付申請書 (様式第 1 号)	資料 1	・ A4 判片面印刷	10_〇〇【資料 1】交付申請書	MS-Word	・ 別紙(交付金事業の概要)を必ず添付 ・ プリントアウトした時に A4 判 2 枚となるよう調整	
補助事業の概要	別紙 1 第 18「補助事業の概要」		20_〇〇【資料 2】補助事業の概要	MS-Word		
	整備計画書	整備計画書	・ 様式適宜	30_〇〇【資料 3】整備計画書	任意	
		整備エリア図	・ 様式適宜	40_〇〇【資料 4】整備エリア図	任意	・ 書類の右肩に資料番号を記載 ・ 資料番号は、ファイル名の番号と一致。
		契約予定内容に関する調査票		50_〇〇【資料 5】契約予定内容に関する調査票	任意	・ 書類の右肩に資料番号を記載 ・ 資料番号は、ファイル名の番号と一致。
		光ファイバーケーブルの整備(使用)計画	資料 6 - 1	60_〇〇【資料 6 - 1】光ファイバーケーブルの整備(使用)計画	MS-Excel	
		芯線設計の基本的な考え方	資料 6 - 2	61_〇〇【資料 6 - 2】芯線計画の基本的な考え方	任意	
		回線系統図、装置系統図、装置実装図	資料 7 資料 8 - 1 資料 8 - 2		70_〇〇【資料 7】回線系統図 80_〇〇【資料 8 - 1】装置系統図 81_〇〇【資料 8 - 2】装置実装図	任意
交付申請書に定める添付資料「補助事業に要する経費の見積書」	資料 9 - 1 (総括表)、 資料 9 - 2 (内訳表)	・ 様式適宜 ・ 写し可	90_〇〇【資料 9 - 1】補助事業に要する経費の見積書(総括表・内訳表) ・・・	MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、Adobe PDF 等	・ 書類の右肩に資料番号を記載 ・ 資料番号は、ファイル名の番号と一致。 ・ 総括表と内訳表の 2 つを作成すること。	
様式第 1 号別紙 2「工事概要書」	資料 1 0		100_〇〇【資料 1 0】工事概要書	MS-Word		
口座設置届出書	資料 1 1		110_〇〇【資料 1 1】口座設置届出書	MS-Word	・ 交付申請時のみ提出が必要	
地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書	資料 1 1 - 2		111_〇〇【資料 1 1 - 2】オンラインによる処分通知等に関する届出書	MS-Excel		
<連携主体の場合> 連携主体の構成団体一覧	様式適宜	・ 様式適宜	120_〇〇【資料 1 2 - 1】連携主体の構成団体一覧表	任意		
<連携主体の場合> 連携主体の代表承認書	様式適宜		121_〇〇【資料 1 2 - 2】連携主体の代表承認書	Adobe PDF 等	・ 申請主体が連携主体の場合のみ提出が必要 ・ 1 団体につき 1 枚でも、全構成団体で 1 枚でも可	

参考資料				任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請主体が承継事業者の場合、市町村等から承継されていることが客観的に分かる資料を提出すること。</li> </ul>
------	--	--	--	----	---------------------------------------------------------------------------------------------------

- ※1 すべて A4 判で提出すること。ただし、図表等で A4 判ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限り A3 判で提出すること。
- ※2 ファイル名の〇〇の部分は {申請主体名} とする。申請主体名は略称で可。  
また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。  
例：01\_総務市【資料1】交付申請書.docx
- ※3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**

番 号  
年 月 日

総務省情報流通行政局長 殿

申請者の名称 代表者氏名

〇〇年度予算に係る「無線システム普及支援事業（地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業）」公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 無線システム普及支援事業費補助金交付申請書（案）
- 2 補助事業の概要（添付資料を含む。）
- 3 工事概要書
- 4 見積書

（担当者欄）

所属部署名：

役職名：

氏名：

TEL：

E-mail：

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称 総務市  
代表者の氏名 総務 太郎

## 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

## 記

- 1 補助事業の目的
- 2 交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○千円
- 3 補助事業の概要
  - 別紙 1 第 1（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）の場合）
  - 別紙 1 第 2（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）
  - 別紙 1 第 3（デジタルテレビ中継局整備事業の場合）
  - 別紙 1 第 4（辺地共聴施設整備事業の場合）
  - 別紙 1 第 5（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）の場合）
  - 別紙 1 第 6（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）の場合）
  - 別紙 1 第 7（暫定的難視聴対策事業の場合）
  - 別紙 1 第 8（デジタル受信相談・対策事業の場合）
  - 別紙 1 第 9（地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合）
  - 別紙 1 第 10（受信機器購入等対策事業費補助事業の場合）
  - 別紙 1 第 11（暫定的放送設備運用事業）
  - 別紙 1 第 12（民放ラジオ難聴解消支援事業の場合）
  - 別紙 1 第 13（公衆無線 LAN 環境整備支援事業の場合）
  - 別紙 1 第 14（伝送用専用線設備整備助成事業の場合）
  - 別紙 1 第 15（伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備復旧事業及び共聴施設復旧事業の場合）
  - 別紙 1 第 16（離島伝送用専用線設備維持管理事業の場合）
  - 別紙 1 第 17（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の場合）
  - 別紙 1 第 18（地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業の場合）
- 4 添付資料
  - (1) 対策事業に要する経費の見積書
  - (2) 別紙 2 工事概要書
  - (3)  都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

- 対策事業を都道府県、市町村又は法人の連携主体が行う者については、
  - ① 当該対策事業を行う都道府県、市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
  - ② 本様式に従って交付申請書を提出する都道府県、市町村又は法人が、当該対策事業を行う都道府県、市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの

第 18

## 補助事業の概要

市町村、 有線一般放送事業者、電気通信事業者、 有線一般放送事業者及び電気通信事業者 の連携主体 代表者氏名	総務市 市長 総務 太郎
施設の設置場所	〇〇県総務市〇〇地区
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日

事業の目的 事業の概要	平成〇年に、〇〇補助金により整備した 辺地共聴施設を放送コンテンツの継続的な 提供を確保しつつ、電波の能率的な利用を 図るため、〇〇ケーブルテレビへ代替を実 施する。なお、〇〇補助金で整備した全て の施設・整備は処分制限期間を満了してい るため財産処分の手続きは不要である。
----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費	
経費区分	施設・設備費	〇〇, 〇〇〇 (▲▲, ▲▲▲×2/3)	▲▲, ▲▲▲▲
	用地取得・道路費		
	企画・開発費		
	合計	〇〇, 〇〇〇 (▲▲, ▲▲▲×2/3)	▲▲, ▲▲▲▲

備考

## 整備計画書

朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。

申請主体	申請主体名	〇〇県 〇〇市		
	代表団体の長名	〇〇市長 総務 太郎		
	担当者連絡先	〇〇部△△課 係長 総務一郎 電話：XXX-XXXX-XXXX、メール：*****@++++.jp		
事業概要	① 事業内容			
	平成〇年に、〇〇補助金により整備した辺地共聴施設を放送コンテンツの継続的な提供を確保しつつ、電波の能率的な利用を図るため、〇〇ケーブルテレビへ代替を実施する。なお、〇〇補助金で整備した全ての施設・整備は処分制限期間を満了しているため財産処分の手続きは不要である。			
	事業費	(単位:千円)		
		事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額
	施設・設備費	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△	□□□, □□□
用地取得費・道路費				
企画・開発費				
合計	〇〇〇, 〇〇〇	△△△, △△△	□□□, □□□	
1. ブロードバンド等による代替の内容				
想定箇所1 (複数の市町村にて整備する場合は 想定箇所2・・・と適宜追加すること)				
(1) 整備箇所概要				
① 辺地共聴施設の代替を計画している箇所				
△△地区(△△共聴施設)				
■■■地区(■■■共聴施設)				
② 代替施設網の所有者(申請者の自己所有でない場合はIRU契約の有無等も記載)				
〇〇市(代替先の☆☆ケーブルとIRU契約を締結し、貸与)				
③ 代替の対象となる辺地共聴施設の世帯等				
ア エリア内世帯数				
△△共聴施設 〇〇〇世帯				
■■■共聴施設 ■■■世帯				
イ エリア内辺地共聴施設加入世帯数				
△△共聴施設 〇〇〇世帯(うち代替先への移行予定数☆☆世帯)				
■■■共聴施設 ■■■世帯(うち代替先への移行予定数★★世帯)				
ウ エリア加入率(エリア内辺地共聴施設加入世帯数/エリア内世帯数)				
△△共聴施設 〇〇%				
■■■共聴施設 ■■■%				

エ その他(イのエリア内辺地共聴施設加入世帯数と代替先への移行予定数に差が生じている場合は、その理由又は補足事項をこちらへ記載)

△△共聴施設 代替に伴い☆世帯は他のサービスを利用するため代替先への移行はしない。

■ ■共聴施設 代替に伴い★世帯は他のサービスを利用するため代替先への移行はしない。

(2) 整備場所・ルート

代替先のケーブルテレビネットワークを延伸し、△△地区及び■ ■地区を FTTH 方式にて代替を実施する。

(3) 引込線切替工事の進捗計画(累計)

補助事業年度内	補助事業終了後 1カ年度末	補助事業終了後 2カ年度末	補助事業終了後 3カ年度末
○○世帯	△△世帯	□□世帯	××世帯

具体的な計画

- ・(加入者へ事業の目的等を記載したチラシを配布し、早期切替の理解を得る。)
- ・(エリアごとに年度を決めて、計画的に切替を進める。)

2. 整備地域の条件不利地域の種類及び財政力指数

過疎地域

令和○年度財政力指数:○.○○

3. 関連事業及び他の予算等の活用

※本事業と連携する事業や、時期を近接して実施予定のケーブルテレビ関連の事業等があれば記載。

※本事業以外の他の予算や自己資金を活用している場合、整備対象、規模等の概要を記載。

4. 事業基盤の強化の取組み

①番組制作・流通における事業者間連携

(例:制作した番組、編成チャンネル及びコンテンツ流通システムの共有)

②サービスの提供基盤の構築における事業者間連携

(例:多様化するサービスの提供基盤として、顧客 ID の一元管理が可能なプラットフォームを導入)

③インフラの調達・所有・管理における事業者間連携

(例:ヘッドエンドの複数社共用、他社と共通規格の監視機能の採用)

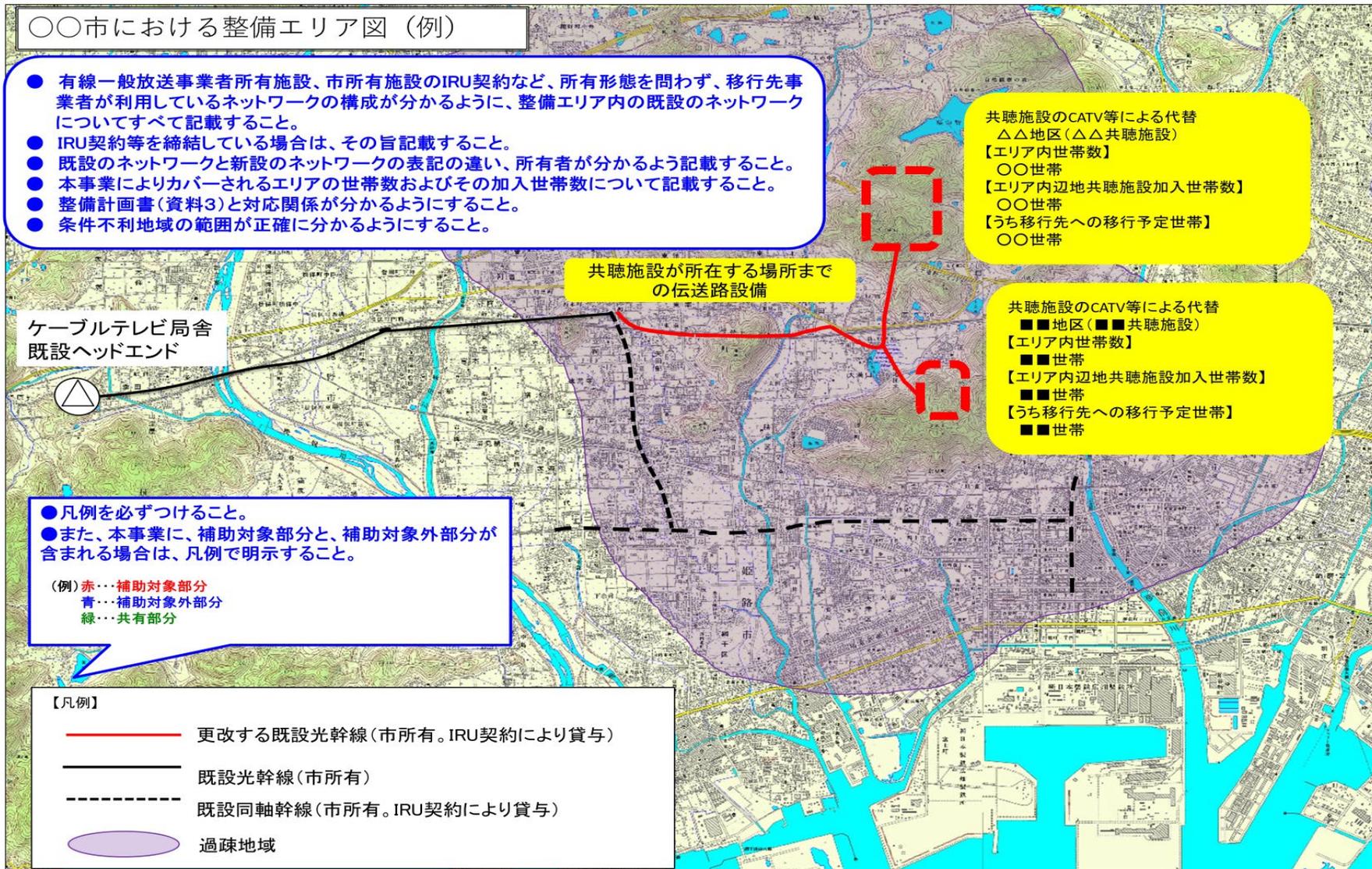
④共聴組合との移行確認に関する事項

を記載すること

※①～③は該当があれば記載し、④は必須項目となる

添付資料

- ・整備エリア図
- ・契約予定内容に関する調査表
- ・光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について
- ・芯線設計の基本的な考え方について
- ・回線系統図 ・ネットワーク構成図
- ・その他計画書の内容を補足する資料(ソフトウェアのⅡ 5-別表 1-2 との対応表等)



## 【契約予定内容に関する調査表】（記載例）

(1) 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額(円)
1	令和○年度□□市△△地区の 辺地共聴施設高度化代替事業	工事請負契約	一般競争 入札	5	567,890,123
2	令和○年度□□市△△地区の 辺地共聴施設高度化代替事業 に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及 び施工監理業 務の委託契約	随意契約	3	15,678,900
合計					583,569,023

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った者数を記入。

注3 「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

(2) 前記(1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額(円)	うち補助対象外見 積額(円)
1	令和○年度□□市△△地区の 辺地共聴施設高度化代替事業	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	令和○年度□□市△△地区の 辺地共聴施設高度化代替事業 に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び 施工監理業務の 委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2	令和○年度□□市△△地区の 辺地共聴施設高度化代替事業 に係る調査設計監理業務委託	地方自治法施行令第 167条の2第○号	※具体的な理由を記載して下さ い。

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

## 光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について(記載例)

№	区間	距離	全芯数	既設活用芯	新設・更改芯数		補助対象 芯数			補助対象外 芯数				備考	
					芯数	テープ数	補助対象 芯数	放送・通信 使用芯	余剰芯	補助対象 テープ数	補助対象外 芯数	その他事業 使用芯	未使用芯		補助対象外 テープ数
1	A1～A2	100 m	80芯	0芯	80芯	(20T)	40芯	34芯	6芯	(10T)	40芯	34芯	6芯	(10T)	
2	A2～A3	50 m	80芯	80芯	80芯	(20T)	40芯	34芯	6芯	(10T)	40芯	34芯	6芯	(10T)	既存設備を活用するため、資材費は不要となり、工事費のみとなる。
3	……														
4	【例1】														
5	A100～A101	20 m	8芯	0芯	8芯	(2T)	4芯	2芯	2芯	(1T)	4芯	2芯	2芯	(1T)	より安価な、必要芯数の直近上位芯数の既製品8芯ケーブルを採用したため、補助対象余剰芯が発生。
6	……														
7															
8	【例2】														
9	A100～A101	20 m	8芯	0芯	8芯	(2T)	6芯	2芯	4芯	(2T)	2芯	2芯	0芯	(1T)	より安価な、必要芯数の直近上位芯数の既製品8芯ケーブルを採用したため、補助対象余剰芯が発生。
10															
11															
集計		190 m													

補助対象とした余剰芯は、補助目的の範囲内で使用可能なため、将来は放送用にも使用可能。

補助対象外とした未使用芯は、将来は補助目的以外の事業（地域イントラ等）にも使用可能。

## 【定義】

○既設活用芯：既設光ファイバーの未使用芯で、新たに今回の補助事業で使用する芯数。

○新設・更改芯数

- ・芯数：補助事業で新設更改する芯数(①)
- ・テープ数：①のテープ数

<補助対象 芯数>

- 補助対象芯数：①のうち、補助対象の芯数(②)
- 放送・通信使用芯数：②のうちBB代替等として使用する芯数のうち、補助事業年度中に使用される芯数
- 余剰芯：補助対象として認めうる余剰芯数

(例) 既製品の4芯を購入した方が、必要芯数2芯ケーブルを特注で購入するより安価で調達できる場合に、必然的に余剰芯が発生する場合であり、かつ、過剰でない場合に限り補助対象余剰芯として認められる。

○補助対象テープ数：②のテープ数

<補助対象外 芯数>

- 補助対象外芯数：①のうち、補助対象外の芯数(③)
- その他事業使用芯：BB代替等以外の用途で使用される芯数
- 未使用芯：補助事業年度中に使用されない芯数

(例) 本来であれば40芯で足りるところ、将来の使用を見越し60芯敷設した場合、20芯が補助対象外の未使用芯。

(例) 既製品を購入したことで発生した補助対象外の未使用芯。

○補助対象外テープ数：補助対象外芯数のテープ数

## 【注意事項】

- ・芯線設計の基本的な考え方について、別紙で説明すること。
- ・芯線についてはテープ数についても記載すること。(上記の例は4芯=1テープ(T)の場合)
- ・添付図面：回線系統図(資料7)と一致させること。

## 芯線設計の基本的な考え方について(例)

## 1. 芯線積算の基本的考え方について

光ケーブル: 必要芯数の直近上位芯数である4芯1テープを使用。

テープ数: 必要芯線数直近上位の芯数テープ数を整備。

必要芯線数: 積み上げ方式。

スプリッター: ○分岐スプリッターを基本とし、1クロージャーあたり最大○スプリッターを搭載。

## 2. BB代替等用

放送・通信用芯線数: ○○を参考としながら、○○な地域事情に合わせ整備。

必要芯線数: ○○によりクロージャー設置位置を決定し、○○に応じたスプリッター数を算出。芯線数○○の芯線を整備。

## 【本事業により新設する芯線数】

・必要芯線数 放送・通信用2芯(補助対象) + その他事業用2芯(補助対象外)

・敷設芯線数 8芯(4芯光ケーブルの直近上位芯ケーブルの8芯の方がより安価なため)

## 【残る4芯の考え方】

例1: 放送・通信用の補助対象芯数とその他使用の補助対象外芯数での芯数按分により、補助対象余剰芯2芯、補助対象外未使用芯2芯に按分。

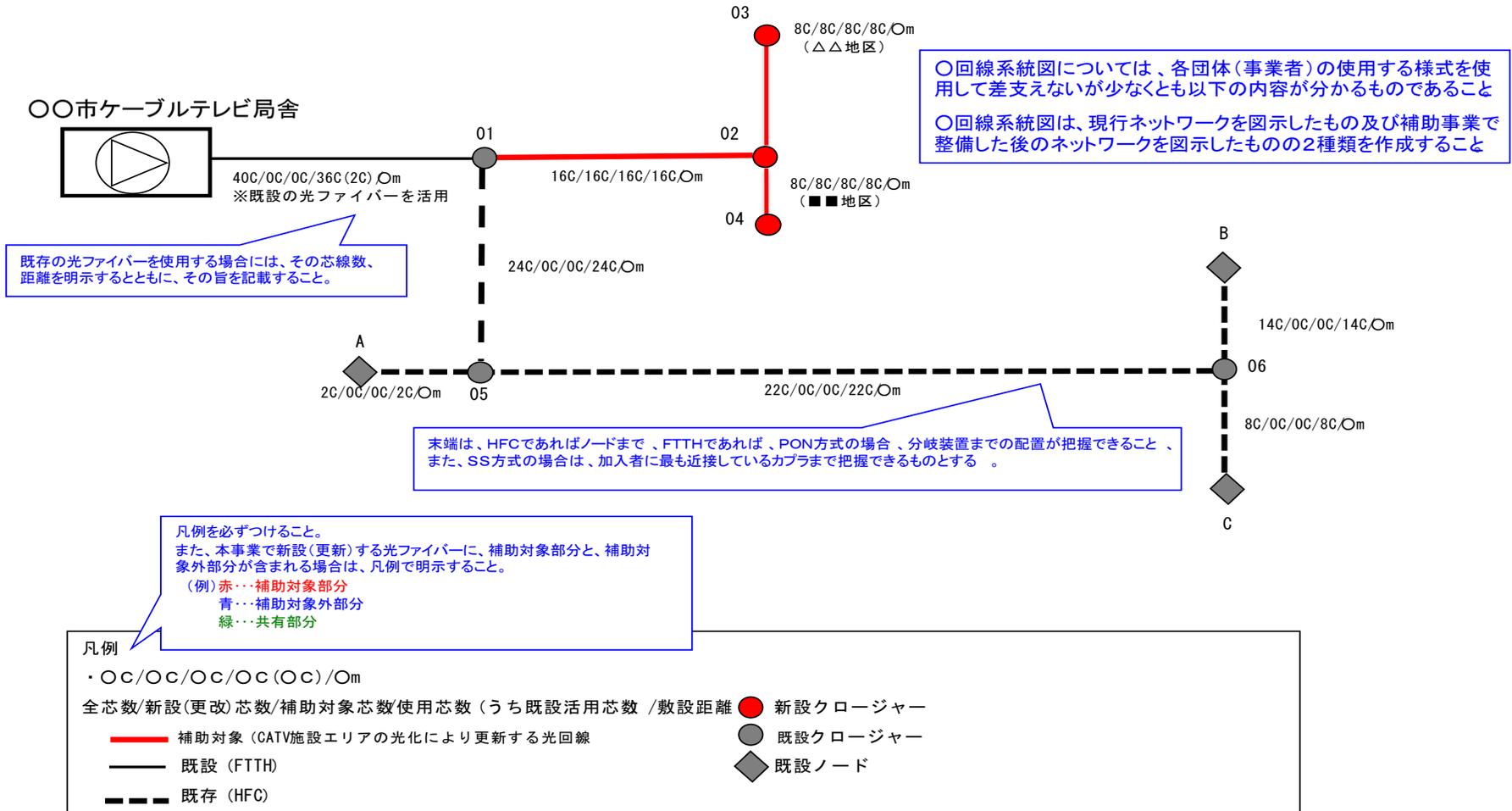
補助対象余剰芯として整理された2芯については、申請書、事業計画書に記載された交付目的の範囲内で活用する。

例2: 直近上位芯で整備したことにより発生した余剰芯のため、その全てを補助対象余剰芯へ計上。

なお、補助対象余剰芯として整理された4芯については、申請書、事業計画書に記載された交付目的の範囲内で活用する。

(記載イメージ)

## 〇〇市回線系統図



装置系統図





見積書（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇県〇〇市〇〇1-2-34  
 〇〇市長 〇〇 〇〇

件名：令和〇〇年度 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業（辺地共聴施設高度化代替事業）  
 地域：〇〇市（△△地区）

見積額（全体）	0（消費税別）	0（消費税込み）
見積額（交付対象）	0（消費税別）	0（消費税込み）

【見積書 総括表】

項番	項目	全体（整備事業及び一体施工工事）					補助対象部分					補助対象外部分				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
<b>I</b>	<b>施設・設備費</b>															
1	施設・設備の資材費等				0						0					0
	アイウエオカキクケコ				0						0					0
	施設				0						0					0
	局舎				0						0					0
	外構施設				0						0					0
	受電設備（電力引込み送電線を含む。）				0						0					0
	送受信アンテナ				0						0					0
	送受信機（予備送受信機を含む。）				0						0					0
	伝送用専用線				0						0					0
	ケーブル				0						0					0
	中継増幅装置				0						0					0
	電源設備（予備電源設備を含む。）				0						0					0
	警報装置				0						0					0
	監視装置				0						0					0
	制御装置				0						0					0
	測定器				0						0					0
	その他事業を実施するために必要な経費				0						0					0
2	施設・設備の設置に係る工事費				0						0					0
	アイウエオカキクケコ				0						0					0
	施設				0						0					0
	局舎				0						0					0
	外構施設				0						0					0
	受電設備（電力引込み送電線を含む。）				0						0					0
	送受信アンテナ				0						0					0
	送受信機（予備送受信機を含む。）				0						0					0
	伝送用専用線				0						0					0
	ケーブル				0						0					0
	中継増幅装置				0						0					0
	電源設備（予備電源設備を含む。）				0						0					0
	警報装置				0						0					0
	監視装置				0						0					0
	制御装置				0						0					0
	測定器				0						0					0
	その他事業を実施するために必要な経費				0						0					0
3	附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の資材費等				0						0					0
4	附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に係る工事費				0						0					0
5	有線共聴施設又は無線共聴施設を撤去するための経費				0						0					0
	<b>小計</b>				0						0					0
<b>II</b>	<b>用地取得・道路費</b>															
1	用地取得・道路費				0						0					0
	アイウエ				0						0					0
	用地取得費（用地購入費）				0						0					0
	土地造成費				0						0					0
	取り付け道路整備費				0						0					0
	附帯工事費				0						0					0
	<b>小計</b>				0						0					0
<b>III</b>	<b>共通経費</b>															
1	調査設計費				0						0					0
	改修補修費				0						0					0
	諸経費				0						0					0
	<b>小計</b>				0						0					0
	<b>I～IIIの合計</b>				0						0					0
	出納簿引き				0						0					0
	出納簿引き後				0						0					0
	調整債				0						0					0
	合計（税抜き）				0						0					0
	消費税額				0						0					0
	合計（税込み）				0						0					0

◎見積書を作成した日付を必ず記入（見積有効期限を表示する場合は、2ヶ月程度の残日数があること）

◎見積書は  
 ・総括表（総合計を記載したもの。本フォーマット。）  
 ・内訳書（機器の詳細がわかるもの） の2段階のものが必要。

◎本フォーマットを参考に作成すること。  
 必要事項があれば適宜項目を追加してよい。

◎なお、本様式は実績報告時の支出総括表（資料13）としても使用できる。

【見積書 内訳書】

項番	項目	全体(整備事業及び一体施工工事)					交付対象部分					交付対象外部分				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
I	施設・設備費															
1	施設・設備の資材費等															
	ア 鉄塔															
	イ 局舎															
	ウ 外構施設															
	エ 受電設備(電力引込み送電線を含む。)															
	オ 送受信アンテナ															
	カ 送受信機(予備送受信機を含む。)															
	1 ○○サーバ		台													
	2 ○○用ソフトウェア(既製品)		本													
	キ 伝送専用線(線路設備)															
	1 光ファイバケーブル(8芯)[○○地区~○○○○地区]		m													
	光ファイバケーブル(○芯)[△△地区~△△地区]		m													
	2 光クロージャ(100接続以下)		台													
	3 光トポックロージャ		台													
	4 光クロージャ(カバー用)		台													
	5 光カブラ 8分岐		個													
	光カブラ 16分岐		個													
	6 融着スリーブ		本													
	7 鋼管柱		本													
	8 装柱材料(一般柱)		箇所													
	9 装柱材料(腕金柱)		箇所													
	10 スパイクハンガー		本													
	11 接地材料		箇所													
	ク ケーブル(構内伝送路)															
	1 センター LANケーブル		m													
	2 サブセンター LANケーブル		m													
	ケ 中継増幅装置				0						0					0
	コ 電源設備(予備電源設備を含む。)				0						0					0
	1 センター受電設備		台													
	2 サブセンター受電設備		台													
	3 無停電電源装置(中容量)		台													
	4 無停電電源装置(小容量)		台													
	5 発動発電機		台													
	6 発動発電機(可搬型)		台													
	サ 警報装置				0						0					0
	シ 監視装置				0						0					0
	ス 制御装置				0						0					0
	セ 測定器				0						0					0
	ソ その他事業を実施するために必要な経費				0						0					0
2	施設・設備の設置に係る工事費				0						0					0
	ア 鉄塔				0						0					0
	イ 局舎				0						0					0
	ウ 外構施設				0						0					0
	エ 受電設備(電力引込み送電線を含む。)				0						0					0
	オ 送受信アンテナ				0						0					0
	カ 送受信機(予備送受信機を含む。)				0						0					0
	1 ○○サーバ		人目													
	2 ○○用ソフトウェア(既製品)		人目													

**(注意事項)**

◎「項目」欄に記載の具体的機器名は、記載のための例示であり、本補助事業において必ず補助対象となるものではない。

◎「項目」欄において「伝送路設備」や「無線装置」といった対象経費が確認できない記載や、「単位」欄において「1式」といった確認できない記載は原則行わないこと。  
やむを得ず記載する場合でも、別紙をつけ、積算の中身を具体的に示すこと。

◎「項番」(例: I-1-カー-1など)を「資料8-1(装置系統図)」及び「資料8-2(装置実装図)」の機器に付し、見積書上の整備機器が図面上でも把握できるように関連づけを行うこと。

◎「備考」欄には、費用按分の有無、按分方法、積算の根拠、その他必要事項を記載すること。  
必要があれば別紙扱いとしてもよい。

◎資材費と労務費の数量が対応関係にあるものは、数量について確認すること。

※このほかの注意事項については、実績報告時資料の資料13-1(支出総括表 総括表)、資料13-2(支出総括表 内訳書)もご参照ください。



別紙 2

工事概要書

対策事業を行う者の名称 総務市  
 代表者氏名 総務 太郎

1 設置場所 ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地

2 建設用地

(1) 敷地面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>

(2) 海拔高 ○○○m

(3) 敷地の所有関係

購入

借地

既所有

(4) 用地周辺の状況

(5) 開発規制の状況

県、市有地、その他（具体的に）の別

主な借地条件（借地料、借地期間等）

平地、山地の別

取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等

地目 ○○○

開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

(1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建

(2) 建築面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>

(3) 延べ床面積 ○○○. ○m<sup>2</sup>

(4) 鉄塔の構造等 ○○○○型 高さ（地上高） ○○m

(5) ケーブルの長さ ○○○m

(6) 中継増幅装置の数 ○台

4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日 ○○年○○月○○日

(2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日

(3) 着工（予定）年月日 ○○年○○月○○日

(4) 完了（予定）年月日 ○○年○○月○○日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定）年月日
○○○○	○○○○	○○	○○年○○月○○日

6 資金計画

(千円)

総事業費を記載すること

収入		経費区分	
財源内訳	交付(予定)額		(事業費)
補助金	〇〇, 〇〇〇	施設・設備費	〇〇, 〇〇〇
対策事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・道路費	〇〇, 〇〇〇
借入金	〇〇, 〇〇〇	企画・開発費	〇〇, 〇〇〇
自己資金	〇〇, 〇〇〇		
その他 ( ) (注3)	〇〇, 〇〇〇		
小計	〇〇, 〇〇〇		
合計	〇〇, 〇〇〇		〇〇, 〇〇〇

(注3) 財源の内容を記入する。

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図 (配置図、各階平面図及び立面図の概略)

令和 年 月 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

氏名

下記のとおり口座を設置（開設）したので届け出ます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入					
		旧債主コード					
口座名義	フリガナ						
	氏名						
住所	郵便番号						
	フリガナ						
	漢字						
銀行等名称	銀行 金庫 農協 出張所						
預金種別 (該当に○印)	①普通預金（総合口座）		②当座預金		③通知預金		④別段預金
口座番号	銀行番号		支店番号		口座番号		
所属	職員	局 課(室)					
	委員等						
	法人						

※太枠内を記入ください。

令和〇年度地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書

令和△年△月△日付け（【文書番号】により）申請した無線システム普及支援事業費等補助金に係る総務省からの処分通知等に関して、次のとおり申し上げます。

補助事業者名	整備地域 (例：〇〇県〇〇市)	予算種別 (例：当初)	1. オンラインによる処分通知等に関する意向 (オンラインによる通知を希望するものに「○」を記入してください。)												2. オンラインでの受取方法 電子メールアドレスを記載してください。 (複数アドレス指定可)	3. 受信確認の連絡先		
			次の処分通知等についてオンラインで受け取ることを希望													担当部署	担当者名	電話番号
			全ての処分通知等をオンラインで受け取ることを希望	交付決定通知書 (様式第2号)	交付決定変更通知書 (様式第5号)	事故報告に対する指示	事業の状況報告の要求	額の確定通知書 (様式第16号)	債権発生通知書	納付命令書	交付決定取消(変更)通知書	債権発生通知書	納付命令書	納付命令書				
			交付要綱第7条第1項の規定に基づく通知	交付要綱第10条第3項の規定に基づく通知	交付要綱第11条の規定に基づく指示	交付要綱第12条の規定に基づく要求	交付要綱第14条第1項の規定に基づく通知	交付要綱第14条第2項の規定に基づく返還命令	交付要綱第14条第3項の規定に基づく納付命令	交付要綱第16条第1項の規定に基づく取消し又は変更	交付要綱第16条第2項の規定に基づく返還命令	交付要綱第16条第3項の規定に基づく納付命令	交付要綱第16条第3項の規定に基づく納付命令	交付要綱第17条第2項の規定に基づく納付命令	交付要綱第17条第3項の規定に基づく納付命令			
			オンラインを希望しない理由：															

・全てオンラインによる処分通知等を希望する場合は、「全ての処分通知等をオンラインで受け取ることを希望」のみを「○」とし、「次の処分通知等についてオンラインで受け取ることを希望」は空白としてください。

・一部のみオンラインによる処分通知等を希望する場合は、「全ての処分通知等をオンラインで受け取ることを希望」は空白とし、「次の処分通知等についてオンラインで受け取ることを希望」のうちオンラインを希望する処分通知等について「○」としてください。

・オンラインを希望しないものがある場合は、その理由も記載してください。

※原則として、オンラインでの受け取りを希望した処分通知等については、公印・契印が省略され、電子メールにより送付されます。

## Ⅲ 交付決定

### 1 交付先の決定方法

本事業の「公募要領」参照

([https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/housou\\_suishin/tv\\_kyoudou.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/tv_kyoudou.html))

### 2 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

### 3 申請内容の確認・採択・修正

総務省は、審査結果を総合通信局等を経由して、申請者あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、申請者と総務省との間で調整の上、修正等を行うことがある。

### 4 交付手続き

#### (1) 交付決定通知書の送付（交付要綱第7条（交付決定の通知））

交付決定を行う案件については、交付額を決定し、申請者に対して交付要綱様式第2号により交付決定通知書を送付する。

#### (2) 補助事業の対象経費（交付要綱第4条（補助対象経費）、別表第2）

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、交付要綱別表第2で定められた費目について補助金の支払いを受けることができる。（補助対象経費については、Ⅱ 5（1）～（3）を参照のこと。）

#### (3) 補助事業内容の変更（交付要綱第10条（変更等の承認））

交付決定通知書を受けた後、補助事業の内容を変更するときは、交付要綱様式第4号により総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあってはその限りではない。

#### (4) 補助金の支払い（交付要綱第15条（支払））

補助金は、交付決定内容に係る通知書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は原則として、事業終了後速やかに交付要綱様式第15号の3により実績報告書の提出を受け、交付要綱様式第16号により交付額を確定した後、交付要綱様式第17号により精算払いにより支払う。

### 5 事業の実施

#### (1) 取得財産の取扱（交付要綱第20条（直接補助事業を交付する際に付す条件））

取得財産等については、取得財産等管理台帳（Ⅴ. 2 別紙）によって管理すること。また、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

総務省所管補助金等交付規則別表に定める処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。（Ⅵ 参照）

#### (2) 取得財産の処分による収入の納付（交付要綱第20条の2（補助金交付する際に付す条件））

取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

## **6 報告**

### **(1) 状況報告（交付要綱第12条（状況報告））**

交付先においては、補助事業の進捗状況及び収支の状況について確認するため、状況報告を求められることがある。また、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、交付要綱様式第8号の様式により総務省に報告を行うものとする。

### **(2) 実績報告（交付要綱第13条（実績報告））**

交付先は、補助事業が完了したときは、速やかに交付要綱様式第9号により実績報告書を総務省に提出しなければならない。

## IV 交付決定後について

### 1 契約について

補助事業者が補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業を行うように努めるとともに、補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない。）。また、契約の完了日は、交付申請書に記載の完了予定日以前でなければならない。

契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び第167条の2の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、同令第167条又は第167条の2の各号に掲げる場合のみとすること。

電気通信事業者や有線一般放送事業者が補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に倣って、原則として一般競争入札により実施することが求められる。ただし、一般競争入札に付することが想定しにくいケースもあることから、その場合は、複数社から見積書の提出を求めるなど、競争原理の中で選定すること。

なお、実施主体が市町村、電気通信事業者又は有線一般放送事業者であるかを問わず、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。

例：不適当な契約事例

- ① 交付決定を受けたA市で補助事業の要件を満たす事業の一部を実証実験として既に実施しているB社に対し、最も効率的に事業を実施することができることを理由に、A市がB社と随意契約を行った  
(不適当な理由) B社が、A市で既に実証実験を行っていたことをもってA市がB社と随意契約を結ぶことは、「恣意的な調達先の選定」、「利害関係者への発注」といった観点から問題である。複数社が入札できる環境を設けた上で、一般競争入札を行うことが必要である。
- ② 入札を行うことを広く一般に周知せず、複数社から見積書入手し、最低価格の業者と契約を締結した  
(不適当な理由) 上記の手続は、「随意契約」に該当するものであり、一般競争入札を活用できない明確な理由がない場合は、入札を行うことを広く周知した上で、一般競争入札を行うことが必要である。

## 2 計画変更等について

### (変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

### (事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

### (交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第10条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

## (1) 計画変更承認が必要な内容

ア 交付要綱第4条に基づく別表第2に係る経費区分相互間における増減であって、それぞれの分配金のいずれか低い額の20%を超える額の流用増減。

- ・1つの区分（施設・設備費のみ等）しか経費区分がない場合は該当しないので、下記イにより判断すること。
- ・事業内容の軽微な変更により事業費が増減するもの及び入札（企画競争による随意契約を含む）のみによる減額は当てはまらない。

イ 事業内容を変更するとき

- ・当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。（下記（2）の「軽微な変更」に該当しない場合は、総務省に相談すること。）

交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の具体的な実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められない点、留意されたい。（Ⅱ7（交付申請にあたっての留意点））

なお、審査にあたって総務省において、交付要綱様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認する。

## (2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更にあたるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に相談すること。また、実績報告の際にも以下の書類を添付すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・見積書については申請時と変更後の相違表
- ・申請時と変更後の図面

（軽微な変更と認められる場合の例）

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

- 事業目的やサービスエリアの変更を伴わず、交付要綱第4条に基づく別表第2に係る経費区分の額の流用増減が20%以下の場合であって、能率的な事業の目的達成に資する以下の変更。
  - ・伝送ルートの小幅な変更
  - ・実地調査を踏まえた設置設備数の減少
  - ・設備の同等品への変更
  - ・機器の設置場所の変更
  - ・LAN配線の変更 等

## (3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

#### (4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了日とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。

#### (5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがある。

### 3 差金回収について

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

#### (1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告すること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第12条に基づき様式第8号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

#### (2) 採択案件の交付決定額の変更

##### ① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

##### ② 以降の手續における留意点

交付決定額変更以降の手續（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

## V 実績報告事務マニュアル

### 1 実績報告書の作成について

#### (1) はじめに

実績報告書（以下「報告書」という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

#### (2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかを確認するため、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「令和○年度当初（補正）予算辺地共聴施設高度化代替事業」等と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとす。 (幹線ケーブル等は表札等で適宜表示)

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

#### □報告書の作成のポイント

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 補助事業の内容等に変更がある場合、必要な手続が行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。(あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となる。)

ウ 業者からの請求書(領収書)の内容は適正か。(V 1-別紙1参照)

エ 添付図面は事実を的確に示しているか。(V 1-別紙2参照)

オ 写真では、図面と整備した機器が一致しているか。(V 1-別紙3参照)

#### (3) 提出書類 (V 1-別紙4参照)

報告書は次の順に編さんすること。

- ① 報告書(交付要綱様式第15号の3・資料12)
- ② 支出総括表及び支出内訳表(資料13-1、13-2)
- ③ 支出総括表差異表(資料14-1、14-2)
- ④ 工事請負契約等に係る総括表(資料15)
- ⑤ 実施した事業の概要が把握できる図面等(交付決定時及び実績報告時の2種。資料4・資料7・資料8-1・資料8-2等を参考にして作成すること。)
- ⑥ 光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について(資料6-1)。実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。)
- ⑦ 芯線設計の基本的な考え方について(資料6-2)。実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。)
- ⑧ II 5-別表1・2との対応表(ソフトウェアを調達した場合。)
- ⑨ 口座設置届(交付決定時と変更がある場合のみ。資料11)
- ⑩ 契約先選定に関する書類(競争的選定を行った場合：一連の契約手続を示す書類、随意契約の場合：選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類)
- ⑪ 調達を行った場合は、その事業者(以下、単に業者)との契約書の写し
- ⑫ 業者からの請求書又は同領収書の写し(その算出内訳が分かるものを含む)
- ⑬ 検査調書及びそれに類する書類の写し
- ⑭ ブロードバンド等による代替等の切替えを証する書類

⑮ I R U等によりサービスが行われる（見込みの）場合、当該サービス実施を証する書類

⑯ 完成写真（資料16）

注1 報告書の内容、申請時の事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

注2 補助事業に関連し、又は重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

#### **（4）提出方法**

補助事業が完了した日<sup>1</sup>から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに管轄の総合通信局等へ「（3）提出書類」に掲げる書類を提出すること。（ただし、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締切日の2週間前までに提出することが望ましい。締切日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）なお、年度末は審査が集中するため、さらに時間に余裕をもって提出されたい。

#### **（5）実績報告書提出後の事務手続き**

実績報告書提出後、内容の審査を経て総務省から「補助金の額の確定通知書」が送付された際には、速やかに「補助金精算払請求書」（交付要綱様式第17号）を提出すること。

---

<sup>1</sup> 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了（単に工事が完了するだけでなく、整備された設備等が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。）したとき。

## 業者からの請求書（領収書）の審査について

## 1 はじめに

交付要綱様式第15号の3では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違ないものかどうかを必ず確認すること。確認に当たっては、II 7の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

## 2 請求書（領収書）の内容について

## (1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。

イ 請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。それをもとに、補助事業と他事業の費用按分等が分かる支出総括表（資料13）、交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かる表（資料14）、工事請負契約等に係る総括表（資料15）を作成するものとする。都合、請求書については内訳も資料13・資料14の内訳と記載が一致するものとする。

ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

## (2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査し、以下の項目については、特に注意すること。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認を取った事項も含め、資料14差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

- ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
- ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかを確認。
  - 機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。
  - 管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。
  - 〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

## ① 項目別経費一覧

- ・請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

## ② 請求書かがみ

- ・事業者名（代表者名も必要）
- ・日付（請求日は事業者が実績報告を提出する日以前となっていること。）
- ・工事名（「令和〇年度辺地共聴施設高度化代替事業」の表記があること。）

## ③ 請求内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れを分かりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
- ・資料13・資料14の内訳と記載が一致するものとする。もし、項目が一致しない場合は、支出総括表内訳書（資料13-2）の項番との対応表を追加等すること。

エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出し、交付決定後に契約が行われているか確認すること。
- ③ 分割払いの場合、各請求書の合計金額が契約金額と一致しているか確認すること。

## 添付図面の構成及び留意点について

## 1 考え方

添付図面は、補助事業の内容を把握できるものとする。詳細なものは必要ない。添付図面には「図面名」「凡例（印、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助事業対象となる部分を色分け等すること。確認にあたっては、II 7の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

※第〇期工事等と複数の工期がある場合、補助事業にて整備する部分分かるようにすること。

## 2 構成及び留意点

添付図面は、用地付近の見取り図、設計の概要図で構成すること。

## (1) 用地付近の見取り図

補助事業により整備されるエリア、センター施設等を色でマークすること。

その際は、必ずセンター（サブセンター）の位置を記入すること。

## ① 幹線等の整備

- ・5万分の1程度の地図で、今回の補助事業によりサービスを行うことのできるエリアを色でマークする。

（整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更してよい。）

- ・光ファイバー等ネットワークの敷設状況、クロージャの配置等が把握できる程度とすること。
- ・公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。

## ② センター施設の整備

- ・センター施設（局舎）の新築・改築等をする場合、その状況が分かるようにすること。
- ・他の事業との合築の場合、それが分かるように表示する。

## ③ ヘッドエンド・電源設備等の整備

- ・機器の設置状況が分かる図面

## ④ 用地・道路の整備

- ・購入する用地全体が分かる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すこと。

## (2) 設計の概要図

## ① 幹線等の整備

- ・ヘッドエンド系統図
- ・光ファイバー等ネットワーク系統図は芯線数（使用芯線数/敷設芯線数）、距離が分かるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かるようにすること。  
※FTTHのうち、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする。

## ② センターの整備

- ・建物内のレイアウトを表示。（室名も記載。）

## ③ ヘッドエンド・電源設備等の整備

- ・システム系統図等その他必要な図面

## 添付写真について

## 1 作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれか分かるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、補助事業者は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

## 2 写真作成の注意点

## (1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

## (2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かが分かるように、シートの上、又は写真に油性サインペン等で囲むこと。

## (3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

## 3 撮影方法

## (1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、補助金で整備した機器がどれか分かるよう赤枠で囲む等、印を付けること。

## (2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

全ての機器について写真を撮る必要はない。ネットワークの光化を確認するのに必要な箇所のみで構わない。

## ア 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景+機器の拡大写真

## イ 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

## ウ ケーブル本体

クロージャ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

## (3) センター施設・用地等について

センター施設については、センター工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等の取得があった場合は、センター工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

実績報告書類一覧表

提出書類	書式	紙媒体 ※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※2	ファイル形式 ※3	
報告書 (様式第15号の3)	資料12	・A4判片面印刷	010_〇〇報告書	MS-Word	
支出総括表及び支出内訳表	資料13-1 資料13-2	・片面印刷	020_〇〇支出総括表及び支出内訳表	MS-Excel	
支出総括表差異表	資料14-1 資料14-2		030_〇〇支出総括差異表	MS-Excel	
工事請負契約に係る総括表	資料15		040_〇〇工事請負契約等に係る総括表	MS-Excel	
実施した事業の概要が把握できる図面等	資料4、資料7、資料8-1等		050_〇〇実施した事業の概要が把握できる図面等(資料4:整備エリア図) 051_〇〇実施した事業の概要が把握できる図面等(資料7:回線系統図) 052_〇〇実施した事業の概要が把握できる図面等(資料8-1:装置系統図) 053_〇〇実施した事業の概要が把握できる図面等(資料8-2:装置実装図)	MS-Power Point、Adobe PDF等	・V 1－別紙2参照
光ファイバーケーブルの整備(使用)計画について	資料6-1		060_〇〇光ファイバーケーブルの整備(使用計画)について(資料6-1)	MS-Excel	・実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。
芯線設計の基本的な考え方について	資料6-2		070_〇〇芯線設計の基本的な考え方について(資料6-3)	MS-Word	・実績報告の際は実際に整備された芯線についての説明を記載すること。
Ⅱ.5 別表1・2との対応表(ソフトウェア関係)	様式適宜		080_〇〇ソフトウェアを購入した際のⅡ5-別表1・2との対応表	MS-Word、MS-Excel等	
口座設置届	資料11	・A4判片面印刷	090_〇〇口座設置届	MS-Word	・交付決定時と変更がある場合のみ。
契約先選定に関する書類	様式適宜		100_〇〇契約先選定に関する書類(入札や随契)	MS-Word、MS-Excel、Adobe PDF等	・競争的選定を行った場合:一連の契約手続きを示す書類 ・随意契約の場合:選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類

業者との契約書の写し	様式適宜		110_〇〇契約書	Adobe PDF 等	
業者からの請求書又は領収書の写し	様式適宜		120_〇〇契約先からの請求書 (又は領収書)	Adobe PDF 等	・ V 1ー別紙2 参照
検査調書及びそれに類する書類の写し	様式適宜		130_〇〇検査調書	Adobe PDF 等	
ブロードバンド等による代替等の切替えを証する書類	様式適宜		140_ブロードバンド等による代替等の切替えを証する書類	Adobe PDF 等	
IRU 等によりサービスが行われる(見込みの場合、当該サービス実施を証する書類	様式適宜		150_〇〇IRU等によりサービスが行われることを証する書類	Adobe PDF 等	
完成写真	資料16		160_〇〇完成写真	MS-Excel、 Adobe PDF 等	・ V 1ー別紙3 参照
参考資料					

※1 すべて A4 判で提出すること。ただし、図表等で A4 判ではあまりに文字等が小さくなり読めない場合は、その資料に限り A3 判で提出すること。

※2 ファイル名の〇〇の部分は〔申請主体名〕とする。申請主体名は略称で可。また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。例：10\_総務市報告書.docx

同じ種類の書類のファイルが複数分かれる場合は、末尾に連番の数字を付けること

例：実施した事業の概要が把握できる図面等（資料4：整備エリア図）01.pdf、

実施した事業の概要が把握できる図面等（資料4：整備エリア図）02.pdf、

実施した事業の概要が把握できる図面等（資料4：整備エリア図）03.pdf、…

※3 フォーマット形式は Windows OS に対応したものとする。また、**必ず指定のファイル形式で提出すること。**

## 2 経理等について

### (1) 補助金の支払い

総務省から額の確定通知書により補助金額が通知される。これを受けて補助事業者は、交付要綱第15条に定める「補助金精算（概算）払請求書」（様式第17号）を、総合通信局等を通じて提出すること。総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

### (2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業者において、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第17条の規定により「消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第18号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の地方公共団体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

### (3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

### (4) 補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること（V 2-別紙参照）。

① 「取得価格」とは、財産を取得するために生じた全ての費用の合計とすること。

※例：設備費＋工事費＋用地取得・道路費＋共通経費

・工事費や共通経費において、他の財産と切り分けができない項目がある場合は、費用按分等を実施すること

② 「取得年月日」とは、財産の所有権を有する日（検査合格後の引き渡し日）とすること。

③ 「処分制限期間」とは、本事業は直接補助のみとなるため、交付要綱第19条の2第1項及び補足事項2（2）により、「総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）」の第8条別表に定める期間とすること。

また、各物品には、必ず「令和○年度当初（補正）予算辺地共聴施設高度化代替事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

### (5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、取得価格の多寡にかかわらず、あらかじめ総務省に相談をすること（VI 財産処分について 参照）。

<例>

取得財産等管理台帳																							
全体額										うち補助対象経費						(単位：円)							
財産項目	数量	単位	設備費	雑材料費 (按分)	工事費	雑工事費等 (按分)	直接工事費	諸経費	取得価格	設備費	雑材料費	工事費	雑工事費等	直接工事費	諸経費	取得価格	取得年月日	処分制限期間	財産種目	保管場所	補助率	備考	
合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							

様式第 1 5 号の 3 (第 1 3 条第 1 項関係)

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長(注 1)

## 年度無線システム普及支援事業費等補助事業(年度終了)実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

(注 1) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者」

と記載すること。

## 記

## 1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

## 2 事業の実施状況(注 2)

市町村、 有線一般放送事業者、電気通信事業者、 有線一般放送事業者及び電気通信事業者 の連携主体 代表者氏名(注 3)	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

(注 2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注 3) 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者」  
と記載すること。

3 事業の目的・概要

事業の目的	
事業の概要	

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
		(A)	
事業を行った者の負担額	予 算 額		実 績 額
自主財源 (B)			
地方財政措置 (注4) ( ) (C)			
その他 (注5) ( ) (D)			
小 計 (E) (B) + (C) + (D)			
合 計 (A) + (E)			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
企画・開発費		
合 計		

(注4) 過疎債等の名称を記載し、それぞれの額を記入する。

(注5) その他の財源 (都道府県等補助金、事業者等の負担金等) を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円  
補助金所要額 - 消費税仕入控除税額 = 補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

支出総括表(記載例)

本表の作成日を記入したか。  
補助事業者名、代表者名を記載したか。

令和〇年〇月〇日  
〒〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市1-2-34  
〇〇市長 〇〇 〇〇

件名: 令和〇年度 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業(辺地共聴施設高度化代替事業)  
地域: 〇〇市(△△地区)

「地域」→資料12「報告書」内、「3 事業の実施状況」の「施設の設置場所」を指す。

交付対象の税抜額(市町村が実施主体の場合は、税込額)  
→資料12「報告書」内、「4 事業収支総括表」の「収入」・「支出」表の  
実績額(合計)と同額か。

請求額(全体) 93,900,000(消費税別途) 103,290,000(消費税込)  
請求額(交付対象) 54,910,000(消費税別途) 60,401,000(消費税込)

【支出総括表 総括表】 (単位: 円)													
項番	項目	全体(補助事業及び一体施工工事)				補助対象経費				補助対象外部分(一体施工工事)			
		数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
I													
1	施設・設備の資材費等				24,700,000				13,500,000				11,200,000
	ア 鉄塔												
	イ 局舎												
	ウ 外構施設												
	エ 受電設備(電力引込み送電線を含む。)												
	オ 送受信アンテナ												
	カ 送受信機(予備送受信機を含む。)	1	式		5,700,000	1	式		3,500,000	1	式		2,200,000
	キ 伝送用専用線	1	式		16,000,000	1	式		8,000,000	1	式		8,000,000
	ク ケーブル												
	ケ 中継増幅装置												
	コ 電源設備(予備電源設備を含む。)												
	サ 警報装置												
	シ 監視装置	1	式		3,000,000	1	式		2,000,000	1	式		1,000,000
	ス 制御装置												
	セ 測定器												
	ソ その他事業を実施するために必要な経費												
2	施設・設備の設置に係る工事費				34,200,000				17,750,000				16,450,000
	ア 鉄塔												
	イ 局舎												
	ウ 外構施設												
	エ 受電設備(電力引込み送電線を含む。)												
	オ 送受信アンテナ												
	カ 送受信機(予備送受信機を含む。)	1	式		4,300,000	1	式		2,800,000	1	式		1,500,000
	キ 伝送用専用線	1	式		29,900,000	1	式		14,950,000	1	式		14,950,000
	ク ケーブル												
	ケ 中継増幅装置												
	コ 電源設備(予備電源設備を含む。)												
	サ 警報装置												
	シ 監視装置												
	ス 制御装置												
	セ 測定器												
	ソ その他事業を実施するために必要な経費												
3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等												
4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費												
5	有線共聴施設又は無線共聴施設を撤去するための経費												
	小計				58,900,000				31,250,000				27,650,000
II	用地取得・道路費												
1	用地取得・道路費												
	ア 用地取得費(用地購入費)												
	イ 土地造成費												
	ウ 取り付け道路整備費												
	エ 附帯工事費												
	小計												0
III	共通経費												
1	調査設計費												0
	ア 調査設計費												0
	イ 改修補強費												0
	ウ 諸経費				35,000,000				23,660,000				11,340,000
	小計				35,000,000				23,660,000				11,340,000
	I~IIIの合計				93,900,000				54,910,000				38,990,000
	出精債引き				0				0				0
	出精債引き後				93,900,000				54,910,000				38,990,000
	調整額				0				0				0
	合計(税抜き)				93,900,000				54,910,000				38,990,000
	消費税額				9,390,000				5,491,000				3,899,000
	合計(税込み)				103,290,000				60,401,000				42,889,000

「項番」  
→次頁「支出内訳表」と一致。

「全体」の額と、「補助対象経費」+「補助対象外部分」の合算額  
が一致。

消費税の計算結果について、小数点以下の端数処理は、  
国の基準に準じ切り捨て。

【支出総括表 内訳書】 ※金額や設置機器等についてはあくまで例示である。

項番	項目	全体(補助事業及び一体施工工事)				補助対象経費				補助対象外部分(一体施工工事)			
		数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
I					24,700,000				13,500,000				11,200,000
カ	施設・設備の資材費等				4,300,000				2,800,000				1,500,000
1	送受信機(予備送信機を含む。)	5	台	500,000	2,500,000	5	台	400,000	2,000,000				0
2	OFDM-G ほか ロセサ	5	台	400,000	2,000,000	5	台	400,000	2,000,000				0
3	サブラック	2	台	200,000	400,000								0
キ	伝送用専用線				8,000,000				8,000,000				8,000,000
	( 線路設備)				16,000,000								
1	光ファイバケーブル( 200芯)	10000	m	500	5,000,000				2,500,000				2,500,000
	...				5,000,000				2,500,000				2,500,000
	光ファイバケーブル( 2芯)	10000	m	100	1,000,000				500,000				500,000
	メッセンジャーワイヤー	30000	m	50	1,500,000				750,000				750,000
	...				3,500,000				1,750,000				1,750,000
シ	監視制御				3,000,000				2,000,000				1,000,000
1	LOGサーバ												
2	向上用ソフトウェア				3,000,000				2,000,000				1,000,000
	...												
2	施設・設備の設置に係る工事費				34,200,000				17,750,000				16,450,000
	送受信機(予備送信機を含む。)				4,300,000				2,800,000				1,500,000
1	OFDM-G ほか ロセサ	5	台	400,000	2,000,000	5	台	400,000	2,000,000				0
2	TV-G ほか ロセサ	5	台	400,000	2,000,000	5	台	400,000	2,000,000				0
3	サブラック												0
キ	伝送用専用線				29,900,000				14,950,000				14,950,000
	光ファイバケーブル( 200芯)	10000	m	300	3,000,000				1,500,000				1,500,000
	...				3,000,000				1,500,000				1,500,000
	光ファイバケーブル( 2芯)	10000	m	80	600,000				300,000				300,000
	メッセンジャーワイヤー	30000	m	10	300,000				150,000				150,000
	引込み工事費	1000	戸	20,000	20,000,000	500	戸	20,000	10,000,000	500	戸	20,000	10,000,000
	...				3,000,000				1,500,000				1,500,000
3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等												0
4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費												0
5	有線共聴施設又は無線共聴施設を撤去するための経費												0
	小計				58,900,000				31,250,000				27,650,000
II	用地取得・道路費												0
1	用地取得・道路費												0
	小計												0
III	共通経費												0
1	ウ				35,000,000				23,660,000				11,340,000
1	諸経費				10,000,000				6,760,000				3,240,000
2	共通仮設費	1		10,000,000	10,000,000				10,140,000				4,860,000
3	現場管理費	1		10,000,000	10,000,000				6,760,000				3,240,000
	小計				35,000,000				23,660,000				11,340,000
	合計(値引き前)												
	出精値引き												
	I~IIIの合計				93,900,000								38,990,000
	出精値引き												0
	出精値引き後				93,900,000								38,990,000
	調整額												0
	合計(税抜き)				93,900,000								38,990,000
	消費税額				9,390,000				5,491,000				3,899,000
	合計(税込み)				103,290,000				60,401,000				42,889,000

「項番」  
→前頁「支出総括表」と一致しているか。

単位の「一式」表示は内訳表においては原則不可。  
→内訳が多岐にわたり記載が困難なため「一式」表示とする場合は、  
内訳は別紙扱いとし、備考欄に当該別紙番号を記載。

1つの項目を「補助対象・補助対象外」に按分した場合  
●「備考」→ 按分方法(考え方や按分比など)を必ず記載。または別紙扱いとし、その別紙番号を記載。  
●「数量・単位・単価」→ 芯線按分などの結果、記載不可能になる場合に限り、図示のように「-」表示も可

ソフトウェア経費など、費目が詳細になる場合  
→別紙(適宜様式)にまとめ、備考欄にその別紙番号を記載。  
(また、ソフトウェア経費については、「II.5 別表1・2との対応表」を作成。)

設置機器と、それに対応する工事費(設置費等)が計上されていること。(①→ 参照)  
ただし、機器の配置などで工事費(設置費等)がかからなかった場合は、金額「0」で記載。(②→ 参照)

「III 共通経費」など、その積算基準が別にある場合  
→「備考」に詳細(基準や計算式)を記載。  
または、別紙扱いとし、「備考」に当該別紙番号を記載。

各項目の「小計・合計」  
→前頁「支出総括表」と整合。

出精値引き: 契約の相手方の値引き  
調整額 : 事業実施者が調整する額

支出総括表差異表(記載例)

令和〇年度 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業(辺地共聴施設高度化代替事業)  
 〇〇市(△△地区)

実績額 114,000,000 円(消費税は別途)  
 125,400,000 円(消費税込み)

(単位:円)

【支出総括表 差異表】

I	項目	申請時(補助対象経費)				実績時(補助対象経費)				備考
		数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
	<b>施設・設備費</b>									
1	施設・設備の資材費等				151,000,000				141,000,000	
	アイ									
	ウ									
	エ									
	オ									
	カ									
	キ									
	ク									
	ケ									
	コ									
	サ									
	シ									
	ス									
	セ									
	ソ									
	その他事業を実施するために必要な経費									
2	施設・設備の設置に係る工事費				23,000,000				23,000,000	
	アイ									
	ウ									
	エ									
	オ									
	カ									
	キ									
	ク									
	ケ									
	コ									
	サ									
	シ									
	ス									
	セ									
	ソ									
	その他事業を実施するために必要な経費									
3	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の資材費等									
4	附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に係る工事費									
5	有線共聴施設又は無線共聴施設を撤去するための経費									
	小計				174,000,000				164,000,000	
<b>II</b>										
	用地取得・道路費									
1	用地取得・道路費									
	アイ									
	ウ									
	エ									
	土地造成費									
	取り付け道路整備費									
	附帯工事費									
	小計				0				0	
<b>III</b>										
	共通経費									
1	調査設計費									
	アイ									
	ウ									
	改修補強費									
	諸経費									
	小計				0				0	
	<b>I～IIIの合計</b>				174,000,000				114,000,000	
	出精値引き				0				0	
	出精値引き後				174,000,000				114,000,000	
	調整額				0				0	
	合計(税抜き)				174,000,000				114,000,000	
	消費税額				17,400,000				11,400,000	
	合計(税込み)				191,400,000				125,400,000	

資料 14-2

(単位:円)

【支出内訳表 差異表】		申請時(補助対象経費)			実績時(補助対象経費)			備考(差異理由)			
項目	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	仕様	図面番号	写真番号
<b>I 施設・設備費</b>											
<b>1 施設・設備の資材費等</b>											
キ 伝送用専用線				20,000,000				10,000,000			
光ケーブル(8芯)	1000	m	450	450,000	1000	m	400	400,000			
光ケーブル(12芯)	1000	m	600	600,000	1000	m	550	550,000			
...	○	m	...	...	○	m	...	...			
ク ケーブル				30,000,000				30,000,000			
センター LANケーブル	30	m	500	15,000	30	m	500	15,000			
サブセンター LANケーブル	20	m	600	12,000	20	m	600	12,000			
...	○	台	...	...	○	台	...	...			
コ 電源設備(予備電源設備を含む。)				1,000,000				1,000,000			
...	○	台	...	...	○	台	...	...			
シ 監視装置				5,000,000				5,000,000			
...	○	台	...	...	○	台	...	...			
ス 制御装置				5,000,000				5,000,000			
...	○	台	...	...	○	台	...	...			
<b>2 施設、設備の設置に係る工事費</b>											
キ 伝送用専用線				20,000,000				10,000,000			
光ケーブル(8芯)	1000	m	450	450,000	1000	m	400	400,000			
光ケーブル(12芯)	1000	m	600	600,000	1000	m	550	550,000			
...	○	m	...	...	○	m	...	...			
ク ケーブル				30,000,000				30,000,000			
センター LANケーブル	30	m	500	15,000	30	m	500	15,000			
サブセンター LANケーブル	20	m	600	12,000	20	m	600	12,000			
...	○	台	...	...	○	台	...	...			
コ 電源設備(予備電源設備を含む。)				1,000,000				1,000,000			
...	○	台	...	...	○	台	...	...			
シ 監視装置				5,000,000				5,000,000			
...	○	台	...	...	○	台	...	...			
ス 制御装置				5,000,000				5,000,000			
...	○	台	...	...	○	台	...	...			
<b>小計</b>											
<b>II 用地取得・道路費</b>											
<b>III 共通経費</b>											
ア 調査設計費				3,000,000				2,980,000			
現場調査費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	995,000	995,000			
詳細設計費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	1,000,000	1,000,000			
...	○	○	...	...	○	○	...	...			
ウ 諸経費				3,000,000				2,980,000			
共通仮設費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	993,000	993,000			
現場管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	997,000	997,000			
一般管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	990,000	990,000			
...	○	○	...	...	○	○	...	...			
<b>小計</b>											
<b>合計</b>											

※申請時の欄については、交付決定を受けた交付申請書の内容を記載。変更承認を受けた場合には、変更承認後の内容を記載すること。

※備考の欄には、申請時の行から差異が生じている項目は全て差異理由を記載。別途、差異理由書がある場合は、差異理由書の該当番号等を記載。

※図面番号は、各図面に記載の番号と合致させること。

※写真番号は、写真掲載の表に記載の番号と合致させること。

◎他の書類とのリンクは設定していません。リンク及び数式を入力する場合は、各団体の責任によりおこなってください。

工事請負契約等に係る総括表

契約額(請求額)合計 365,500,000

(単位:円)

No.	業者名	工事名	契約書			完成年月日	検査日	請求日	契約額 (変更契約無しの場合、変更後に記入)		契約の形態
			契約日	着工年月日	完成年月日				変更前	変更後	
1	〇〇興業株式会社	〇〇市令和〇年度辺地共聴施設高度化代替事業	令和〇年10月12日	令和〇年10月15日	令和〇年3月10日				150,000,000		一般競争入札
2		上記1の変更契約	令和〇年3月3日	同上	令和〇年3月15日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月20日		140,000,000	
3	△△電気工業株式会社	〇〇市令和〇年度辺地共聴施設高度化代替事業	令和〇年11月22日	令和〇年11月27日	令和〇年3月15日				200,000,000		一般競争入札
4		上記3の変更契約	令和〇年3月14日	同上	令和〇年3月25日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月20日		190,000,000	
5	株式会社□□ケーブルテレビ	〇〇市令和〇年度辺地共聴施設高度化代替事業	令和〇年10月30日	令和〇年11月1日	令和〇年3月15日	令和〇年3月10日	令和〇年3月14日	令和〇年3月16日	16,000,000	15,000,000	一般競争入札
6	〇〇電力株式会社	〇〇市令和〇年度辺地共聴施設高度化代替事業	令和〇年10月1日	令和〇年10月1日	令和〇年11月10日	令和〇年11月10日	令和〇年11月20日	令和〇年3月1日		20,000,000	随意契約
7	〇〇株式会社	〇〇市令和〇年度辺地共聴施設高度化代替事業	令和〇年9月1日	令和〇年9月1日	令和〇年9月25日	令和〇年9月25日	令和〇年9月26日	令和〇年9月27日		500,000	指名競争入札

# (写真イメージ)

支出内訳表 差異表(資料14-2)の「写真番号」欄に同番号を記載すること。

センター施設、接続施設の名称を記載。

施設内の具体的に設置された場所を記載すること。  
「総務課」「事務室」「ロビー」「屋外」等

## 完了後写真

支出内訳表 差異表(資料14-2)の項目と対応するよう記載。

支出内訳表 差異表(資料14-2)、装置系統図(資料8-1)、装置実装図(資料8-2)等の同番号と合致させること。

装置系統図(資料8-1)、装置実装図(資料8-2)等上の実際の撮影位置に、本番号を記載。

写真番号 1

---

施設名 ○○○役場

---

設置場所 ○○課

---

内容  
メディアコンバータ

---

図面番号 1

---

撮影位置 ①

## 完了後写真

カラー写真を貼付。  
・複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにすること。  
・補助対象外設備等も混在して写っている場合、補助対象設備がどれか分かるよう、線で囲むなどすること。

写真番号 2

---

施設名 ○○○役場

---

設置場所 ○○課

---

内容  
メディアコンバータ

---

図面番号 2

---

撮影位置 ②

## 完了後写真

写真番号

---

施設名

---

設置場所

---

内容

---

図面番号

---

撮影位置

---

## VI 財産処分について

補助事業完了後においても補助事業者は当該事業で取得した財産等については善良なる管理者の注意をもって管理する（以下「善管注意義務」という。）とともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。（交付要綱第19条の2第3項参照）

万が一、本補助事業により取得又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち処分制限期間を経過していないものについて、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する時は、あらかじめ財産処分の手続が必要となる。（交付要綱第19条の2第1項参照）

財産処分の考え方については、適正化法、交付要綱及び「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（平成20年4月30日総官会第790号。以下「承認基準」という。）の規定に基づくので留意すること。

### 1 財産処分の種類について

承認基準に定義されている財産処分は、次のとおりとなる。

- ・ 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用（※）
- ・ 譲渡：補助対象財産の所有者の変更
- ・ 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
- ・ 貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ・ 担保：補助対象財産に対する抵当権の設定
- ・ 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
- ・ 廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

（※）別の補助事業（＝別の交付決定）に使用する場合は、目的外使用に当たる可能性があるので、事前に総務省にご相談いただきたい。

### 2 財産処分の申請について

#### （1）取得財産等の取得価格が50万円以上の場合

処分制限期間中の財産処分については、適正化法第22条及び交付要綱第19条の2第1項に基づき、取得財産等のうち「取得価格（※）が単価50万円以上のものについて（中略）大臣の承認を受けなければならない」。したがって、補助事業者は、総務大臣に対し承認申請書を提出し、その承認を経る必要がある。

ただし、交付要綱第19条の2の「大臣が別に定める基準」（交付要綱の補足事項4（2）及び承認基準第2の2参照）に該当する場合は、事前届出書の受付をもって承認の扱いとなる。

また、承認申請及び届出のどちらの手続であっても、国庫納付の免除規定（承認基準第3参照）に該当しない限り、国庫納付に関する条件を付して承認することとなる。

国庫納付額については、承認基準第4及び交付要綱の補足事項3を参照されたい。

財産処分の承認等の通知については、オンラインによる送付としてよいか改めて確認することとなる。

（※）取得価格とは、取得財産等の購入（資材費）の対価だけでなく、取得財産等を取得するために生じた全ての費用の合計（設備費＋工事費＋用地取得・道路費＋共通経費工事費等を含む）。

**(2) 取得財産等の取得価格が50万円未満の場合**

処分制限期間中の財産については、取得価格が50万円未満の場合であっても、善管注意義務に反するような財産処分はできない。

したがって、補助金の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるもの以外は、総務省に対して財産処分手続が必要となる。

## Ⅶ Q & A

### 【当整備事業用オリジナルQ & A】

#### 【応募が予算額を上回った場合の比較審査】

問1 今回は、自治体整備案件、事業者整備案件の全て併せて、補助金の予算額が決まっているが、応募（申請）額が上回った場合は、採択はどのように行うのか。

(答)

まず、本マニュアルⅡ. 2～6に記載したように、交付要綱第3条（定義）及び第4条（補助対象経費）に照らし補助対象と認められない設備分を控除する審査をした上で、補助対象となり得る設備が予算額を上回ることになった場合は、自治体整備案件、事業者整備案件を含め全体の中で比較する審査（比較審査）を経て、予算の範囲内でより補助目的に合致するものから順に採択することになると考えている。ただし、全ての案件が補助要件を満たす場合、補助対象額を調整し、全ての案件を採択する場合もある。

#### 【条件不利地域や財政力指数】

問2 補助事業の要件として、条件不利地域や財政力指数の条件はあるのか。

(答)

本補助事業は、地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業を対象としており、条件不利地域や財政力指数は補助の要件となっていない。ただし、整備計画書において整備する区域を管轄する市町村の条件不利地域及び財政力指数は記載すること。

#### 【IRU等公設民営形態】

問3 交付要綱第3条ク（ア）にいう「ケーブルテレビ等」とは、公設民営・指定管理者への委託・IRU方式など、市町村が所有しているものの、運営面で民間事業者を活用しているものも含まれると解して良いか。

(答)

公設公営、公設民営（IRU等）のケーブルテレビ等により代替する事業についても、本事業の補助対象となる。

#### 【自主放送なし施設、届出施設】

問4 補助対象となる事業者は、放送法に定める登録一般放送事業者のみか、届出事業者も対象となるのか。また、自主放送の有無についてはどうか。

(答)

交付要綱では、有線一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う一般放送事業者）としており、放送法で定める登録事業者・届出事業者の別、自主放送の有無の別について要件としては定めていない。

#### 【共聴施設の代替に伴う既設光ファイバーの扱い】

問5 共聴施設の代替に伴い光ノードよりも上流の幹線も含めて光ファイバーの敷設が必要となる場合、補助対象となるのか。

(答)

共聴施設の代替に伴い幹線を延伸するために、上流の幹線も含めて光ファイバーの敷設が必要となる場合は補助対象となり得る。ただし、上流において既設の光ファイバーも活用し、芯線の不足分の光ファイバーを増設する形で対応可能な場合はそれが望ましい。いずれの場合も、FTTH化に必要な最低限の芯数とするよう留意すること。

【インターネットサービスも同時に提供する場合の伝送路設備（幹線）の整備】

問6 補助事業者が、インターネットサービスも同時に提供する設備の幹線整備を行う場合、通信芯線を按分して補助対象事業費を算出することになるのか。

(答)

補助目的は、①地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図る、②当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業のことであり、幹線のうち通信線についても、原則、補助対象としている（1芯3波方式を含む）。

なお、他事業と併用し芯線を追加に整備する場合は按分の必要がある。

【更問】 補助事業者が、インターネットサービスも同時に提供する設備の幹線整備を行う場合、これに併せて通信用設備も整備する場合は、通信用設備は補助対象になるのか。

(答)

補助目的は、①地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図る、②当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業のことであり、幹線のうち放送用設備に加えて通信用設備を整備する場合も原則、補助対象としている。

ただし、自社の設備又は他社の設備を活用すること等により伝送路の整備が不要であれば、放送用設備とこれに加えて通信用設備を整備する場合であっても補助対象として認められる。

なお、他事業と併用して追加に設備を整備する場合は按分の必要がある。

【補助目的に照らし説明がつかない設備整備】

問7 ケーブルテレビ等による代替を伴わない、送受信設備（アンテナ、ヘッドエンド）等の整備だけを行う場合は、補助事業として認められるか。

(答)

補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。①地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図る、②当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業であるため、①②に繋がらないヘッドエンド等の整備だけを実施する事業は、補助事業の対象とは認められず、①②を充足する場合に補助対象となり得るものである。

なお、ONUの工事については、

ア V-ONUのために、最寄りのクロージャー～V-ONU間の引込工事を行う

イ V-ONUからD-ONU間の宅内工事を行う

場合だと、①及び②を充足するために必要な設備を整備する場合はア及びイが補助対象となる。

ただし、自社の設備又は他社の設備を活用すること等により伝送路の整備が不要であれば、ヘッドエンド等の整備のみを実施する事業であっても認められる。

【引込線切替工事の費用】

問8 引込線切替工事のみの事業を申請すれば補助対象となるか。

(答)

自社の設備又は他社の設備を活用すること等により伝送路の整備が不要であれば、引込線切替工事のみを実施する事業であっても認められる。

【加入者系端末（引込線を含む）】

問9 加入者宅に設置する「ONU（光回線終端装置）」、「STB（セットトップボックス）」の購入費と宅内への引き込み工事・設置工事費は補助対象として認められるか。

（答）

加入者宅に設置する端末（ONUやSTB等）及び引込線の工事・設置工事費も交付対象となる。ただし、補助事業者以外の所有となるものについては交付の対象とはならないので注意すること。加えて、補助対象設備として認められるためには、交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していることが必要。

補助目的は、①地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図る、②当該共聴施設をケーブルテレビ等により代替する事業であるため、①②に繋がらない目的（老朽化に伴う更新等）でのONUやSTBの整備事業は、補助事業の対象とは認められず、①②を充足する場合に補助対象となり得るものである。

【更問】 「ONU」など加入者系端末を契約解除等により移設、一時使用中断、故障による取替え等した場合、財産処分手続は必要となるか。

（答）

当該加入者系端末を同一補助事業者のサービスエリアの別加入者宅に再設置、同種類の機器に取替えるなどにより、補助事業の効果が同様に維持されていれば、不要である。なお、故障した機器であっても処分制限期間を経過していないものを廃棄しようとする場合は、取得価格の多寡にかかわらず、事前に総務省へ相談されたい。

【更問】 ケーブルテレビ等の代替による伝送路を設計する際に、途中に一般世帯が接続可能となるようなクロージャ等々の分岐用の機器を全額事業者負担で同時に整備することは可能か。

（答）

ケーブルテレビ等による伝送路の容量は、現用回線に照らし必要最小限の光ファイバーの芯線数に限定されることとなるが、必然的に「余剰芯」が発生する場合であって、

- ・一般世帯に接続するのは「余剰芯」の範囲内に限ること
- ・総務省に提出した申請書において、当該余剰芯に接続する世帯数等が記載され、総務省がその利用を認めていること

などの要件を満たしている場合に限っては、ケーブルテレビ等の代替による回線を設計するに当たり、その途中で足回り回線を接続できるような設計にすることは認められる。

ただし、一般世帯接続のためのクロージャ等々の整備費用は、申請者側が全額負担（補助対象外経費）となることが前提である。

なお、足回り回線への接続を見込んで設計した結果、整備ルートや芯数が本来の事業目的に照らして、事業費が過大（過剰）なものとなる場合には、追加の整備に該当し、追加部分の芯数の費用按分等をするようになる。

【共聴施設のケーブルテレビ等による代替】

問10 共聴施設をケーブルテレビ等により代替する場合に留意すべき点については、どのようなものがあるか。

(答)

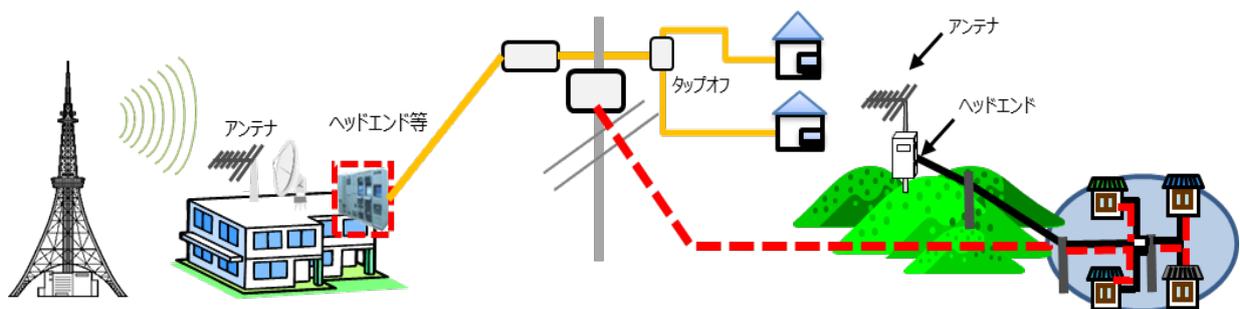
地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設（放送法及び有線電気通信法に基づく登録（届出）がされていない共聴、NHK共聴及び受信障害対策用の共聴を除く）の高度化を図るものであること等の補助の要件を満たしていることが必要である。

また、補助対象となる①共聴施設が所在する場所までの伝送路設備、②共聴施設エリア内のネットワークの整備に当たっては、必要最小限の整備となるよう実施すること。

共聴施設エリア内であっても、共聴施設に加入していない世帯については、共聴施設からケーブルテレビ等への視聴環境の代替にならないことから、引込線工事等に要する費用は原則として補助対象外となる。他方、ケーブルテレビエリア化等の対象となる共聴施設が無線共聴施設の場合において、当該無線共聴施設により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴している世帯については、ケーブルテレビエリア化等に伴う引込線工事等に要する費用について補助対象とし得る。

その他、遵守すべき事項及び従うべき原則は、一般的な補助金事業と基本的に同様である。

＜事業の実施イメージ＞



なお、補助事業の効率的かつ確実な実施の観点から、補助事業者は共聴組合に対して十分な説明を行い、組合員のケーブルテレビ等への代替に係る意向を確認すること。

事業の実施に当たり、補助事業者が共聴施設の所有者から施設の譲渡を受けることは不要であり、また、共聴施設を直ちに廃止することを要件とするものではないが、補助事業の実施により共聴施設を廃止する場合には、補助事業と同時に撤去する場合は補助対象経費となるが、補助事業完了後は自費で撤去することになるため、不要となった施設の撤去方法、費用負担等についても確認しておくことが望ましい。

【更問】 光化された共聴施設をケーブルテレビ等で代替する場合、補助対象となるか。

(答)

光化されたケーブルテレビ等により光化された共聴施設を代替することにより高度化を図るものであれば、補助対象となり得る。

【類似した事業との併用】

問 1 1 ケーブルテレビ光化等整備支援事業や高度無線環境整備推進事業との併用は可能か。

(答)

一の申請者が、本事業、ケーブルテレビ光化等整備支援事業及び高度無線環境整備推進事業の三事業を併用することは可能だが、それぞれ別事業として申請する必要がある。按分については、局舎施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を原則、伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を原則とする。

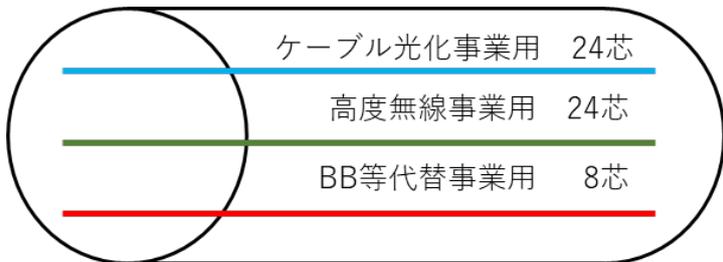
【更問】 本事業実施する際に他の補助事業と併用して実施する場合は、どのような点に注意をすればよいか。

(答)

本事業は、ケーブルテレビネットワークの光化（FTTH 化）及びそれに伴う送受信設備等の整備であるため、本事業の目的以外の利用（高度無線事業用やケーブル光化事業用 等）のための芯線や機器等の施設・整備を追加整備する場合は、実態に即して、他の補助金との按分が必要である（按分方法については汎用 Q&A 問 7 参照）。

<例>

1本のケーブル内に3事業の芯線が混在している場合。

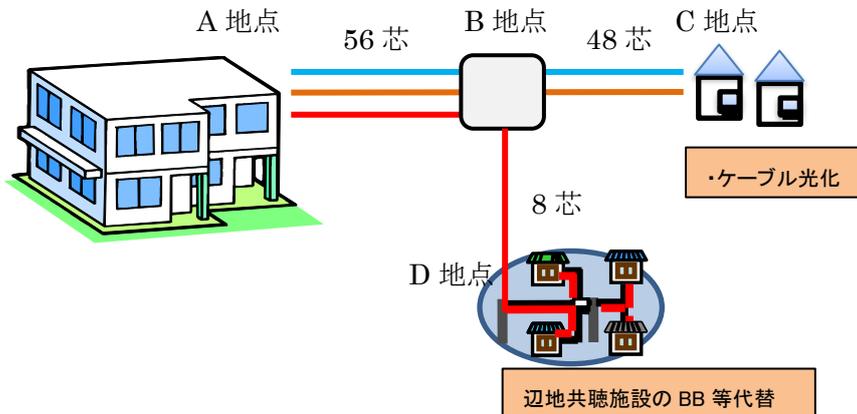


このような場合は、

ケーブル光化事業用	24 / 56 (補助対象外)
高度無線事業用	24 / 56 (補助対象外)
ブロードバンド等代替事業用	8 / 56 (補助対象)

の芯数按分を基準とし、資材費や雑材料、労務費、諸経費等を按分する。

また、路線図が以下の場合



原則、次のとおり申請する必要がある。

- A 地点 - B 地点：3 種類の按分
- B 地点 - C 地点：2 種類の按分
- B 地点 - D 地点：1 種類のみ

【更問】 すでに交付決定済みの案件と併用することは可能か

(答)

可能である。ただし、すでに交付決定済みの案件の施設又は設備の一部又は全部を本事業に活用するにあたり、財産処分の手続きが必要になる場合があるため、事前に総合通信局等に相談されたい。

【共聴施設の撤去費用について】

問 1 2 本事業において、有線共聴施設又は無線共聴施設を撤去するための経費は補助対象となるか

(答)

辺地共聴施設高度化代替事業では、辺地共聴施設のケーブルテレビ等による代替を促進する観点から、辺地共聴施設をケーブルテレビ等に代替することに伴い、補助事業者が既存の辺地共聴施設を撤去する場合の費用の一部を補助対象に含めている（補助事業者以外（辺地共聴組合等）が既存の辺地共聴施設を撤去する場合の費用は補助対象外）。

※通常の支障撤去に係る撤去費用については「これまでの補助事業用 Q & A の問 4（更問含む）」を参照すること。

【更問】 辺地共聴施設を撤去するための事業を申請すれば補助対象となるか

(答)

ケーブルテレビ等による代替のための整備を行わず、単に既設の辺地共聴施設の撤去のみを実施する場合の撤去費用は、補助対象経費としては認められない。

【更問】 ケーブルテレビ等による代替のための整備とあわせて、既設の辺地共聴施設を撤去するにあたって、補助事業者へ当該施設の所有権を移転する必要はあるのか

(答)

辺地共聴施設の代替に伴う既設共聴施設の撤去費用の補助にあたっては、補助対象事業者が撤去に係る費用を負担する必要があるが、撤去にあたって当該施設の譲渡を行うことは必須ではない。撤去にあたって当該施設の譲渡を行うか否かについては、当事者間の協議により定めることとなる。

【在庫品について】

問 1 3 在庫品を使用して本事業を実施した場合、これを補助対象経費として計上することは可能か。

(答)

原則、交付決定前の事前着工と区別がつきにくい行為であることから、補助対象外経費として処理することが望ましい。

ただし、補助事業者が以下の項目の全てに該当する場合は、補助対象経費に計上し得る。

- ①【交付申請時】慣習等により恒常的に予め一定の在庫品を保有していること（直近数年の物品管理台帳や棚卸し時の在庫品リスト等（各年度末のもの（2年分等））の書類により在庫品の保有を確認できること）
- ②【交付申請時】在庫品の単価の妥当性が相見積書等により確認できること。具体的には、在庫品の単価が交付決定後に新たに調達する場合の単価と同額かそれ以下の額であること。
- ③【実績報告時】在庫品の払出請求日が交付決定日以降であること（①の物品管理台帳等の書類により、本事業に使用した日が確認できること）

なお、在庫品を使用して本事業を実施する事業主体が、在庫品の不足等のため、交付申請後に納品事業者から調達する物品を在庫品に加えた上で、補助対象経費として計上することについては、上記①～③に加えて、交付申請以降に納品される在庫品の単価が、現在の在庫品の単価と同額又はそれ以下の額である場合は、補助対象経費に計上し得る。

※物価上昇等のやむを得ない事情により、新たに調達する単価が在庫品の価格を超える場合は、総務省に相談すること。

【伐採】

問 1 4 ケーブルの敷設のため伐採や竹木の枝の切除をする場合は補助対象に認められるか。

(答)

伝送路敷設に際し、伐採等（伐採ないし竹木の枝の切除）を要する場合、必要最低限の範囲で補助対象と認められる。申請に際しては、伐採等の予定の樹木を撮影した写真を提出し、実績報告書提出時には、伐採等の直前・直後の写真を提出し、伐採等を証する書類とすること。

【財産処分】

問 1 5 取得価格が50万円未満の財産は自由に処分してよいか。

(答)

取得価格が50万円未満の財産であっても、補助金の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるもの以外で処分制限期間を経過していないものについては、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは総務省に対して財産処分手続が必要となる。補助金の交付の目的達成のために必要な財産は事業ごとに異なるので、財産処分を検討する場合は必ず事前に総務省へ相談すること。

## 【これまでの補助事業用Q & Aからの抜粋】

問1 事業費の上限額はあるか。

(答)

上限額は設定していない。

具体的な事業の計画内容が固まっているか、費用対効果の高いものか、目的を達成するために必要最低限の設備となっているか等の視点から総合的に審査を行い、予算の範囲内において交付決定を行うこととなる。

問2 当該事業の実績報告前に設備設置が完了した部分から順次サービスを開始することは可能か。

(答)

可能である。

問3 民間施設の一部のフロアを借り上げて設備を整備することは可能か。

(答)

当該施設の一部を設置スペースとして借用し、事業目的に沿った形で使用されることが明確に定められていること、補助事業で取得した財産等が取得財産等に関する処分制限期間程度以上に維持されることが長期の賃貸契約、協定書、覚書等により確保されているのであれば可能である。ただし、補助対象となるのは当該フロアに設置する設備費であり、施設の借用に係る費用は補助対象外となる。

【更問】 サーバ・ルータ等を事業主体が所有するセンター施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者施設に置くことは可能か（サーバ等は事業主体に所有権があるものとする）。  
また、事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か。

(答)

認められる。（当該機器については、補助事業で取得したものと判別できるように、事業主体が交付の目的どおりに事業に供されているか、責任を持って管理・確認することが必要。）

問4 「撤去費」はどのようなものが補助対象となるのか。

(答)

1. 撤去費については、既存設備を撤去しなければ、補助事業が完結しないと認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。なお、災害により生じた瓦礫の撤去も補助金の対象とはならない。

(例)

- 1) ケーブル関係：新たに敷設するケーブルと既設ケーブルが同一ルートである場合における既設ケーブルの撤去費用  
・撤去する既設ケーブルについては、登録、届出の別や共聴施設等を問わない。
  - 2) センター施設等の改修関係：補助対象事業で改修する部屋等における既存の壁・床等の撤去費用
  - 3) 1)、2)により発生する廃材・産業廃棄物等の処分費
2. 以下の費用については、施設・設備の改修費用に該当するため、撤去費用ではなく、通常の工事費とする。
    - 1) 広帯域化等に伴うアンプの交換費用等
    - 2) 既設ラッシング、ハンガー等を一度取り外し、新たにケーブルを追加して、再度、一束化を行う場合の工事費用等
    - 3) アスファルトの掘削・埋め戻し費用等
    - 4) 電柱改修費用等

【予備の機器について】

問5 予備の機器は補助対象となるのか。

(答)

災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる仕組み（いわゆるホットスタンバイ）となっている場合は補助対象となる。ただし、基本設備以外に余分（補完的）に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備基板等は原則補助対象外である。

問6 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

(答)

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の補助対象とすることができるが、目的を異にする事業<sup>2</sup>と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

【事例】 センター・局舎施設を図書館など別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積按分を採用した場合。

(例：〇〇市多目的施設)

〇〇市センター施設 (A) ※補助事業部分	〇〇市図書館 (B) 共用部分 (C)
--------------------------	------------------------

→ 補助事業の専有面積 (A) と他施設 (ここでは図書館) の専有面積 (B) により、建物工事の出来高を按分する。共有部分 (C) については、(A) と (B) の面積の比率で按分する。

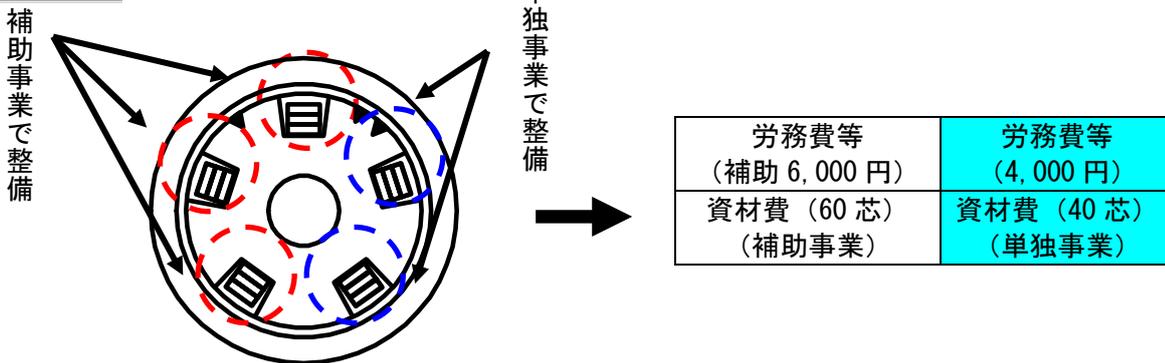
<sup>2</sup> 例えばラックであれば、役所内部の電算用のPCを配置したり、センター施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が本事業と相違する場合。

問7 光ファイバー等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうか。

(答)

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。  
 例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により補助対象経費を算出する。

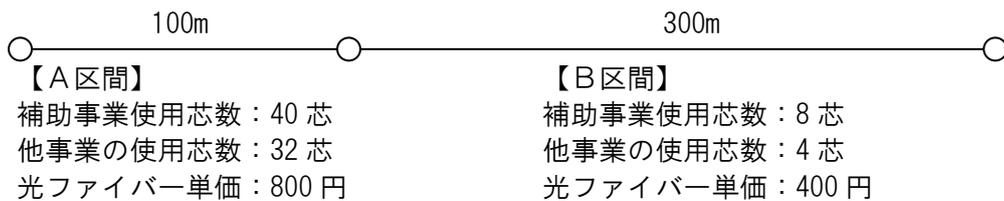
イメージ図



【光ファイバーの部材費の按分方法】

光ファイバーの部材費については、区間毎に補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の比率から按分距離に換算し、光ファイバーの単価 (/m) を乗じて補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業使用芯数}}{\text{補助事業使用芯数} + \text{他事業の使用芯数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバー単価}$$



● A区間補助対象経費 =  $\frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$

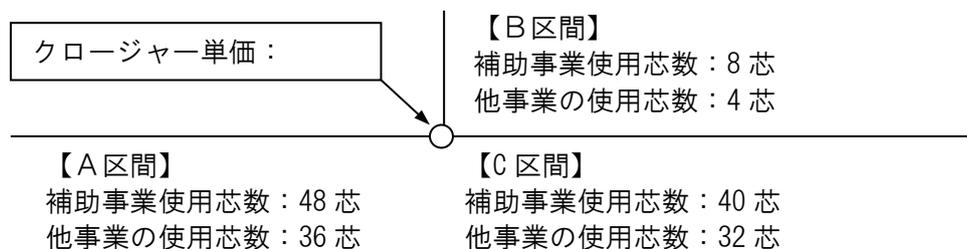
● B区間補助対象経費 =  $\frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。ただし、共用部分と見なしうるのは、補助事業使用芯数に照らして、必然的に発生し、かつ、過剰でない余剰芯数に限る。

**【光ファイバー以外の部材費の按分方法】**

光ファイバー以外の部材費（例えばクロージャー）については、補助事業の使用芯数と他事業の使用芯数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業使用芯数}}{\text{補助事業使用芯数} + \text{他事業の使用芯数}} \times \text{部材単価（/m）}$$



$$\bullet \text{クロージャー補助対象経費} = \frac{48 \text{ 芯}}{48 \text{ 芯} + 36 \text{ 芯}} \times 20,000 \text{ 円} = 11,428 \text{ 円}$$

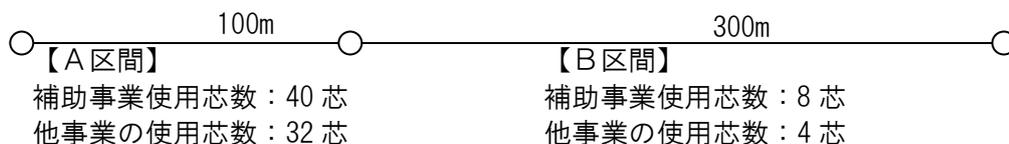
※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。ただし、共用部分と見なすのは、補助事業使用芯数に照らして、必然的に発生し、かつ、過剰でない余剰芯数に限る。

**【工事費（共通経費も含む）の按分方法】**

光ファイバーの敷設工事など、区間毎に補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバーの敷設工事等の全体経費を、光ファイバーケーブルの整備（使用）計画等で示した補助事業使用芯数と他事業の使用芯数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{補助事業使用芯数の距離換算値}}{\text{補助事業使用芯数の距離換算値} + \text{他事業の使用芯数の距離換算値}}$$

$$\text{補助対象経費} = \text{光ファイバーの敷設工事費等} \times \text{按分比率}$$



光ファイバー敷設工事費合計：1,000,000円

$$\bullet \text{補助事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

$$\bullet \text{補助対象経費} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.639 = 639,000 \text{ 円}$$

【光ファイバーの整備の基準】

問 8 FTTH 化に伴い光ファイバーの整備に基準はあるのか。

(答)

FTTH 化に伴う必要最低限の整備のみが補助対象となり、現用芯 1 芯に必要な最低限の保守芯を加えたものが光ファイバーの整備の基準となる。

問 9 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（補助対象外部分）」の範囲は何か。

(答)

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

【更問】 出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事（補助対象外部分）のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

- ① 支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

問 10 設備の設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。

(答)

設備の設置に必要な部分のみの工事を補助対象とする。

問 11 緊急性があったため、一部設備を単独経費で設置してしまったが、その経費は認められるか。

(答)

交付決定前に着手した工事等に要する経費は補助対象として認められない。

ただし、災害復旧等の公益上真にやむを得ないと認められる場合に、予め総務省の承認を受けて実施するもの（施越工事）を除く。

問 12 迅速なシステム導入を図るため、当該地域に精通している事業者と随意契約を結んでよいのか。

(答)

自治体、第三セクター法人とも、原則として競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合は、地方自治法等の定めに基づき適正な契約手続きを行うこと。

問 13 納品時期が遅れ、8 芯ケーブルが入手できない。早期に入手できる 1 2 芯ケーブルを 8 芯区間にも用いることとしたい。全額補助対象としてよいか。

(答)

納期を理由に上位スペックの機器等を採用することは認められない。ただし、上位スペックの機器等であっても元々採用を予定していた機器等の価格の範囲内で納入されるのであれば、補助対象と認めることもある。

問 1 4 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

問 1 5 交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。

(答)

以下の点に留意願う。

(1) 小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則、切り捨てとする（次の（3）③の経常利益率を除く）。

ただし、補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

(2) 外貨建て取引経費の円換算

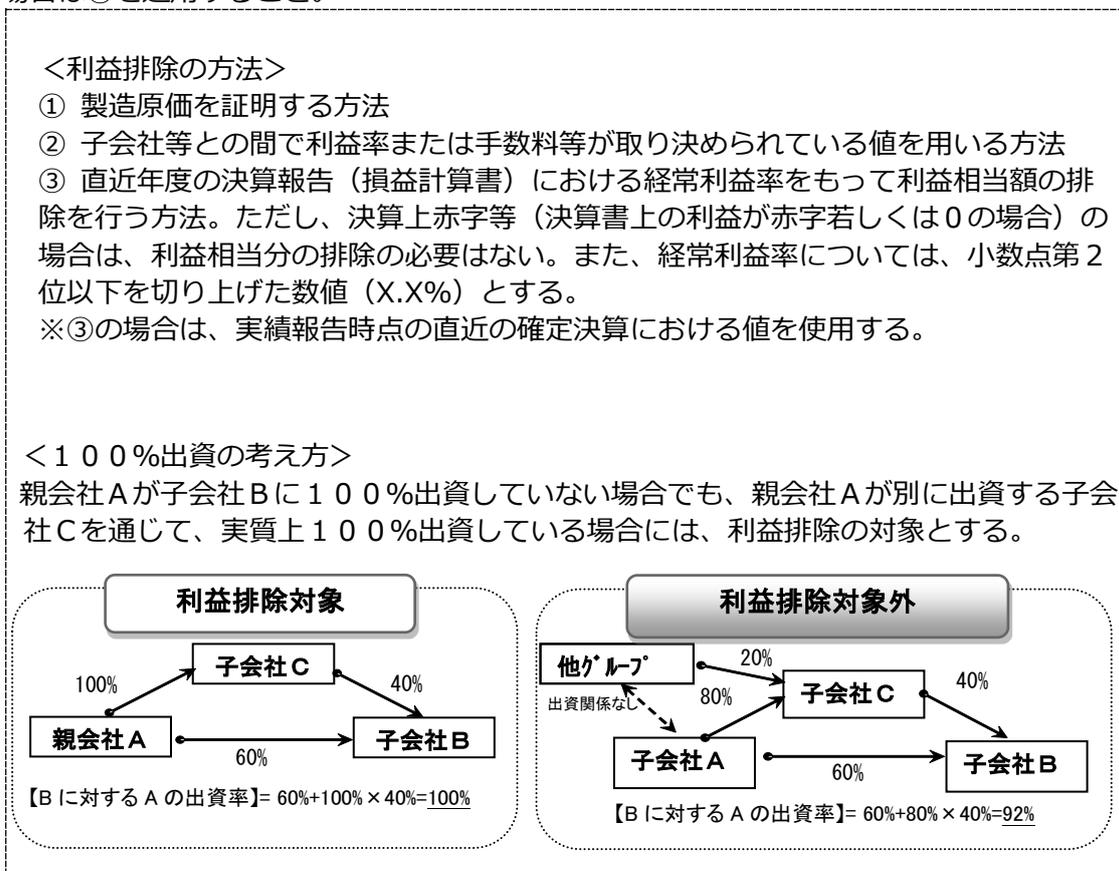
- ・海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者の規程等によるレートを使用すること（その際、レート換算の証拠書類を添付）。
- ・為替差益損については、経費の対象外とする。

(3) 自社、100%子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除  
 補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式(※)による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものからも応札があった場合を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式(自動落札方式)：定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式(競争契約の原則的選定方式)。

- ・補助事業者自身
- ・補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社
- ・協議会等の構成員及びその100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社

なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用すること。



- ・事業期間中の変更について  
 事業期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合、もしくは100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更すること。
- ・発注経費の妥当性を証する書類  
 利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

## VIII 参照条文

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（補助金等の交付の条件）

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2～4 （略）

（事情変更による決定の取消等）

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による  
代替等支援事業（辺地共聴施設高度化代替事業）実施マニュアル

令和7年4月発行

（問い合わせ先）  
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

電話 03-5253-5809